

第三百三十二回国会 建設委員会 議 録 第 四 号

平成七年二月十六日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 遠藤 和良君

理事 木村 義雄君

理事 藤井 孝男君

理事 北村 直人君

理事 松本 龍君

安倍 晋三君

古賀 誠君

斎藤 文昭君

田野瀬良太郎君

山本 有二郎君

白沢 三郎君

谷口 隆義君

山本 幸三君

堀込 征雄君

中島 武敏君

出席國務大臣

建設大臣 野坂 浩賢君

國務大臣 小澤 潔君

(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁計画・調 練谷 真平君

国土庁長官 荒田 建君

国土庁大都市圏 整備局長 村瀬 興一君

国土庁防災局長 築瀬 進君

建設政務次官 伴 襄君

建設大臣官房長 原 隆之君

建設大臣官房総 務審議官 小川 忠男君

建設大臣官房審 議官 小野 邦久君

建設省建設経済 局長 近藤 茂夫君

建設省都市局長

委員外の出席者

建設省河川局長 豊田 高司君

建設省道路局長 藤川 寛之君

建設省住宅局長 梅野捷一郎君

建設大臣官房審 議官 鈴木 省三君

住宅金融公庫理 事 吉本 修二君

建設委員会調査 室長 杉本 康人君

委員の異動

二月十六日

長内 順一君

同日

谷口 隆義君

補欠選任

長内 順一君

同日

谷口 隆義君

補欠選任

長内 順一君

同日

谷口 隆義君

補欠選任

長内 順一君

同日

谷口 隆義君

補欠選任

長内 順一君

同日

谷口 隆義君

補欠選任

長内 順一君

同日

谷口 隆義君

本日の会議に付した案件

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進

法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促

進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二号)

都市再開発法等の一部を改正する法律案(内閣

提出第二二二号)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案(内

閣提出第三八号)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅

建設等促進法の一部を改正する法律案、大都市地

域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する

特別措置法の一部を改正する法律案、都市再開発

法等の一部を改正する法律案及び電線共同溝の整

備等に関する特別措置法案の各案を議題といたし

ます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。佐田玄一郎君。

○佐田委員 それでは質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、先般の阪神・淡路

大震災におきましてお亡くなりになりました皆様

方に対しまして深く哀悼の意を表し、そしてま

た、焼け出された方々、そしておけがをされた

方々、御家族を亡くされた方々に対しまして心

からお見舞いを申し上げます。

実は私、今月初めに視察に神戸の方に行つて

まいりました、大変な状況だなぁとつくづく感

じたわけでありまして。新神戸駅から三宮を抜けま

して長田区の方までずっと歩いていったわけであ

りますけれども、道路は波を打つような形であ

りまして、そして道路に面したビルもかなり破損

が激しく、中に入りますとこれが大変で、ほとん

どの民家が倒壊している、そういうふうなところ

を目の当たりにしてきたわけでありまして。そして

また、わけても、長田区に夕方入ったわけであり

ますけれども、長田区はもう焼け野原と。そうい

うことを考えますと、本にお見舞いの気持ちで

いっぱいになったわけでございます。やれること

はとにかく早急にやっつけていかなければなら

ないように思つたわけでございます。

その中で、歩いていって電線が随分倒れて

おつて非常に救援の妨げになっていまして。これは前

にもいろいろな方々から御質問があったことであ

りますけれども、私はその中でちょっと不安を感じ

たのは、今回上がつておりますいわゆる電線共

同溝の問題でありますけれども、地下はそれほど

安心なのかなと、そういうふうな疑問も感じたわ

けでございます。確かに救援の妨害にはなつてお

りましたけれども、先般資料を取り寄せましたと

ころによりますと、これは一月三十日の資料であ

りますけれども、ちょうど災害から二週間たつて

おります。

その二週間の間に、電話加入の回線が三十一万

件の中の大体二十六万件はもう復旧しておつた

と。これは二週間ですね。そしてまた、移動通

信用基地局というのが、一局を除いてすべてこれ

は復旧しておる。そしてまたなかつ、専用回線

も三千七百回線の中で三千回線までが復旧してお

る。そういうことを考えますと、今回上がつてお

ります電線共同溝の耐震性であるとかまたはその

メンテナンスの問題、これからいろいろな事故も

あらうかと思つておられます、そのときのメンテ

ナンスの問題、そしてまたなおかつ復旧の早さ、

もしもこういう災害に際しての復旧の早さであり

ますけれども、その点につきまして第一にお

伺いたい、かように思います。

○藤川政府委員 今お話がございました、まず電

線共同溝の耐震性の問題でございますが、御承知

のとおり、電線類の地中化につきましてはもう既

にキャブというふうな形で進めてきておつたとこ

ろでございます。このキャブシステムにつきまし

て、今回の地震の被災状況というのを調査したと

ころでございますが、構造的な損傷というものは

ほとんど受けていないという報告を受けているとこ

ろでございます。そういう意味で、今、地下の施

設の耐震性というのいろいろ問題があるのでは

ないかというお話でございますが、やはり構造物

を耐震性というのを考慮してちゃんとつくれば

問題がないんじゃないかなというふうに考えてい

るところでございます。

私どもが考えております電線共同溝につきまし

ても、構造物の耐震性というのとはできるだけ配慮したいというふうに考えておりますし、また、埋め込みの深さができるだけ浅いところに埋め込みたいというふうに考えているところがございます。しかも、十ないし二十メートルピッチに分散するためのハンドホールを設けることになっていくわけでございます。私どもとしても、やはり構造的にはできるだけ耐震性を確保するようなことを、これから具体的な検討もやりますので、そういう構造物にしていきたい。で、その際には電線管理者の意見をやはりよく聞かなきゃいけないだろうと。今回の被災状況について電線管理者の方がいろいろ調査して実態を把握しておられますので、そういう人たちの意見も十分聞いた上で、その耐震性ということにも配慮した構造にしていきたいというふうに考えております。

それから、メンテナンスの問題でございますが、先ほど申し上げましたように、ハンドホールが十ないし二十メートルピッチで設置される、それから比較的浅いところに埋め込むというところでございますので、点検とか、あとセキユリティーみたいな面でも非常に簡単にやれるのではないかと、そういうふうに考えております。

それから、復旧につきましても、仮にこの電線共同溝が破損してケーブルが破損したというようなことがあっても、どこが破損したかというのはこのハンドホールでチェックできますので、比較的迅速にそういう問題箇所を把握することが可能で、また、仮に復旧するにしても、非常に埋め込み深さが浅いわけではございませんので、かなり短時間で迅速にできるのではないかと、そういうふうに考えているところでございます。私どもとしては、その耐震性あるいはメンテナンス、復旧、そういう面でもこの電線共同溝というのはいかにうすぐれていくものではないかというふうに考えているところでございます。

○佐田委員 今のお話である程度安心はさせていただけます。実はあの災害があったときに、やはりなかなか連絡がとれない、そして回線が全部

だめになってしまった、こういうことが非常な混乱を招いたのではないかと。そういうことを考えるならば、早急な復旧、その迅速性というの、今お話にもありましたようなハンドホールを利用して、ぜひともそういうことに対応できるようにこれからもやっていったきたい、かように思うわけでございます。

この今回の法案につきまして、私は、電気通信というものの重要性というものをつくづく今感じているわけでございます。その中で、今新聞を見ておきますと、これは二日に一遍ぐらいマルチメディアという言葉が出てくるわけでありまして、これからこの光ファイバーの有用性というのか、これを何としてでも日本全体としても押し進めていかなきゃいけない、こういうふうな一つの流れになっておるわけでございます。そしてまた、先般アメリカのゴア副大統領がGIIというものを提言しておる。これはグローバルネットワークでありまして、全世界に要するに通信網を張りめぐらせていく。

そういうことを考えますと、とにかく要するに、こういう通信網を早く整備していく。何でそんなに早くしなくちゃいけないのかと言う方々もいらっしゃいますけれども、これは、要するに世界的に一緒に進めていかなくちゃいけない。要するに、鉄道であるとかそういう交通機関と違うところというのは、私が思っているのは、通信網というのは、私はこれは掛け算だと思うのです。そしてまた、ああいう例えば流通機構というのは、これは足し算だと思ふのです。例えば盛岡まで新幹線で行って、新幹線からまた今度はローカル線に乗っても、これは青森の方まで行けるわけでありまして。しかしながら、この通信回線というのは、アメリカであるとかほかの国がやっておって、どんどん高度通信網を進めておって日本だけがやらないということになると、これは完全に世界との競争にも乗りおくれる。そして世界全体から考えた場合に、そのグローバルネットワークはゼロになってしまう。これは掛け算でありますか

ら、日本がゼロならば全体がゼロになってしまふ。そういうことを考えるならば、こういうことはこういう法案を利用して早急にネットワークをつくっていかなくてはならない、かようにも感じているわけでありまして。

いわゆる情報ハイウェイであるとか、そういうふうにも言われておるわけでありまして、日本の中で光ファイバーを今二〇一〇年に向けて構築をしている。そしてまた私は、このことがいわゆる四全総にも挙がっておる多極分散にもつながっておるんじゃないかと思っておるのです。と申し上げるのも、やはり過疎地であるとか離島の方々が本場に都市との格差をなくしていく、例えば文化であるとか教育、そしてまた福祉であるとか医療であるとか、こういうところで格差をなくしていくためには、やはり大容量のこういう光ファイバーというものが不可欠である、そういうふうにもこれは言われておるわけでありまして。

実際問題として、大変私の手前みで恐縮でありますけれども、うちの選挙区に沼田市というのがあるものでありますけれども、過疎地じゃありませんけれども、医療も大病院があるわけじゃないわけでありまして。そういうところに住んでいる方々が、例えば、今試験的にやっておりますけれども、心電図を日本の東京の都心にある大病院に送れば、その権威の先生に診ていただける。これがグローバルネットワークになれば、将来は世界的権威の方にも診ていただける、そういうふうなアプリケーションの開発も行われておるわけでありまして。

そしてまた、なおかつこの有用性といえますと、例えばお年寄りの方々であるとか身障者の方々が在宅で仕事もできるようなになってくる。パソコンを家に置いて光ファイバーで会社と連結しまして、これも要するに進めていける。そういうことを考えますと、本場に時宜にかなっておる、かようにも思うわけでありまして。それとまたプラスして、これは環境にもいろいろな、テレビ会議であるとか、そしてまた世界的

な会社になりますと、例えば会議があつて、わざわざ飛行機を使ったり自動車を使ったりしなくてもテレビ会議でできるということになると、やはりこれは環境の破壊を防ぐことにもなりますから、そういうことを考えますと、あらゆる面でこれはプラスの面が多い。

そしてまた、なおかつ二〇一〇年、これは試算されていることでもありますけれども、二百四十三万人の雇用の創出も見込まれている、そしてまた市場も百二十三兆円ということも言われておるわけでありまして。そういうことを考えますと、ぜひとも建設省の方々にも、これは一緒に進んで進めていただきたい、かように思うわけでございます。

そこで、電線共同溝の整備というの、こういうことに対してどういうふうな役割を果たしているのか、ぜひともお伺いをしたい、かように思うわけでございます。

○藤川政府委員 今、委員の方からお話がございますように、二十一世紀に向けて高度情報化社会の到来というのが言われているわけでございます。情報通信あるいはマルチメディアに対するニーズというのが飛躍的に拡大するだろう。そのためには、やはり何と云っても、二〇一〇年というふうなお話ございましたが、各家庭まで光ファイバーのネットワークを張りめぐらしていくかなくてはならないということになるんだらうというふうに私も考えているところでございます。

また、道路の管理というのでしようか、道路の分野でも、道路交通システムあるいは道路管理の面でより高度化を図っていく必要はない。あるいは、新しい道路交通システム、次世代道路交通システムと言っておりますが、そういうものをやはり私どもとしても技術開発して、できるだけ実用化を図っていく必要はないというふうに考えているわけでございますが、そのために、やはり光ファイバー網というのを張りめぐらせていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

この光ファイバーが電線共同溝に、私どもとしては同時に、道路上空に張りめぐらすというのではなくて、やはり地中に、電線共同溝の中に入っていた方がいいというふうに考えているところでございます。そのためには、やはりこの光ファイバーの敷設のスピード、あるいは光ファイバーの整備の計画というのがあるかと思ひますが、私どもとしても、そういうものにできるだけ配慮した電線共同溝の整備というのをやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、あと、この電線共同溝につきまして、恐らくいろいろな方が、新しい、いろいろな情報通信ニーズが出てまいりますので、そういう事業に新たな企業者が参入してくる可能性があるわけでございますが、そういう方たちにも、後からでもこの電線共同溝に、新たな光ファイバーを入れたいというときにはそういうことが可能なようにしてやろう。要するに、建設された後からでも入溝可能な配慮もしてやろうというふうに考えているところでございまして、私どもとしては、今も委員の方から御指摘がございましたが、できる限りこれからの高度情報化社会の到来、そういうものを支援する形で、この電線共同溝についても整備を今後進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○佐田委員 細かいお話をお聞きしたわけでありまして、実は私も先般ヨーロッパ、そしてアメリカを回ってまいりまして、要するに今の電気通信の事情というものをよく見てまいったわけでありまして、そう考えたときに、本場に、例えばヨーロッパ、アメリカというのは、電気通信、情報通信についても大変な競争をしておるわけでありまして、そういうことを振り返って自分の国の日本を見た場合に、まさにこれは鎖国状態じゃないかなと。全く外を入れないで、そして本場に自分のところだけでやっておるじゃないか。そういうことを考えますと、これからの国際競争をかんがえたときに、早急にこの光ファイバーを整備していかないと、世界の競争に、そういう意味の競争にも乗りおくれくるのじゃないか。そういうことを考えますと、今のお言葉を承りまして、本場に安心をしておるわけでありまして、そしてまた、なおかつこういうことを推し進めるにおいては、法律だけじゃなくて、いろいろな税制面、いろいろな融資等の幅広い対応が必要じゃないかと私は思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えになつておるのでしょうか。

○藤川政府委員 この電線共同溝の整備をする際には、その建設費の一部につきまして企業者の御負担を求めることになっております。それから、当然、入溝に合わせて関係機器とかケーブルの整備が企業者にとって必要なわけでございます。そういう整備が必要になってまいりますので、私どもとしても、電線共同溝に電線類を使用されるそういう事業者の方の御負担をできるだけ緩和するような措置をやはり考えていかなければいけないというふうに考えておりました。具体的には、平成七年度につきましては、道路開発資金あるいは日本開発銀行の低利融資制度、これを創設することにしたしております。

それから、税の優遇措置といたしまして、所得税それから法人税の特別償却制度でございますが、これまでは大都市及びその周辺地域ということとでございましたが、それを全国に拡大することにしたしております。今後、これらの融資制度あるいは税制優遇制度あるいは法制度等をあわせて活用しながら、電線共同溝を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○佐田委員 税制、そして低利融資ということもなぞお願いしたかと申し上げますと、光ファイバーというのは、やはりすぐそれが商売として成り立つわけじゃないわけでありまして、しかしながら、これは大変な設備投資を必要とする。そういうことを考えるならば、やはり一つの、国策というまでではないかと思いますが、そういう意味に

おいては官民一体となって推し進めていかなければいけないのじゃないか、かように私は思っているわけでありまして。

実は、私の町でも共同溝がありまして、これは電線が、既存の架空線が全部下に入ったわけでありまして、これは中央通りだけなのでありますけれども、そうなる、これは項末的なことでありますけれども、本場に町がきれいになると同時に、雑然としたところが減ってくるわけでありまして、そしてまた、雑然としているものから、そういう例えば店舗であるとかお住まいの方々は、じゃその道に面したところはきれいにしていく、そういう気持ちになつてくるわけでありまして。

そういうことを考えますと、これから地中化を進めるについて、もちろんこれから新規のものについて設置に制限を加えていくのかどうか、そして、既存のものも含めて地中化する重要性というのが、これからどういふふうに進めていくのか、これをお伺いしたいのです。――失礼しました。言い方がまずかったですけれども、要するに、既存のものについて、例えば新規のものについてこれは地中化しなくちゃいけないのであるとか、そういうふうな規制みたいなものをつくっていくのかどうか、これをお伺いしたいのですけれども。

○藤川政府委員 新規のものについては、新たに電柱等を設置することは認めないということにしていくわけでございますが、既にある既設のものについては、これは強制的に電線共同溝の中に入りなさいというものはなかなか難しいようでございます。そういうことは今回考えていないわけでございますが、御承知のとおり、従来から地中化につきましては関係者と協議会というのを設けておりました、その協議会の中で意見調整をやりながら、積極的に地中化を進めようということをやっているところでございます。私どもとしては、そういう協議会を通じて、できるだけ既設のものについては地中化をしていく

だ。それから、今回の法律の中でも地中化するようになっていふ勧告が道路管理者からできるようになっておりますので、そういうものも活用しながら、やはりすべてのものが地中に入るように、電線類が地中に入るように私どもとしては努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐田委員 こういう重要性、財源もかかることとありますけれども、ぜひとも早急に進めていっていただきたい、かように思うわけでございます。この法案はこれだけにいたしましたして、次は、都心居住についてちょっとお伺いしたいのでありますけれども、この法案によりまして、「職住近接の住宅の供給の促進、土地の合理的かつ健全な高度利用」というふうに書いてあるのですけれども、要するにこれは職住近接の住宅の供給、そのための合理的かつ健全な高度利用じゃないか、私はそういうふうな感じでおるわけであります。と申し上げるのも、やはりこの法案を見ておりまして、この間の四全総にもありましたように、多極分散ということを言っておるわけでありまして、先般も質問の中にありましたように、これはちょっと矛盾するんじゃないかという意見があったわけでありまして、私、これは決して矛盾しているのではなくて、一つの多極分散に行く過渡期にある、過渡期に絶対必要な法案ではないか。そういうことを考えますと、これからこの法案、大変恐縮なんでありまして、都心居住を進める必要性というか、これをもう一度お聞きしたい、かように思うわけであります。

○小川（忠男）政府委員 お答えいたします。豊かさあるいはゆとりを実感できる生活、こういうふうなことが言われております。こういうふうな観点から、やはり重要な課題の一つは、住宅に対するニーズ、これに的確にこたえる、これが一つ。それから、それを通じて住生活の充実を図っていくというふうなことであらうと思ひます。こういうふうな観点から現状を見た場合に、特

に大都市地域におきましては、今申されましたように、通勤時間が増大するというふうなことで、その裏側といたしまして、都心部における人口の空洞化というふうな現実がございます。また、あわせまして、良質な住宅に対する要望というのは非常に高いというふうな現実がございます。

また、これと並行いたしまして、若干違つた目で見ますと、今委員が土地利用の高度化というふうなことをおっしゃいました。私も、まさにそういうふうな観点から大都市地域におきまして住宅というふうなことを見た場合には、住宅そのものもさきながら、それを取り巻く居住環境ですとか市街地というふうなもの、さらには都市自体を再編成していくというふうなことが非常に重要だろ

うと思います。また、今回の兵庫におきまして震災を見ましても、防災という観点から町全体を見直すというふうなことも必要であろうと思います。したがって、一方で多極分散というふうなことで地方振興を図りながら、やはり大都市地域に内在した、今申し上げましたような問題というふうなものの計画的に対応していくというふうなことが必要であらうかと思ひます。

こういふふうな観点から、今回お願いいたしております大都市地域におきまして都心居住ということについての御審議をお願いするに至つた、こういうふうな経緯でございます。

○佐田委員 今伺いましたとおりで、私もそのとおりだと思つておりました。都市部に住む方々も、居住機能の向上、居住環境の向上というものを望んでおられるわけですから、そういうことを考えるならば、そういうこともしっかりとやっ

ていかなくちやいけない。ちょうどバブルの時代に、我々もこの東京都、東京都を挙げて恐縮でありますけれども、東京都内でも年収の五倍で要するに良好な住宅が得られるような、そういうふうな形にしていこうじゃないかということで、いろいろと土地税制も変えていったわけでありまして、けれども、そういう中で、地価税も含めるいわゆる土地税制が施行されたのが平成三年であります。

そのときに、それ以降は大変な土地の下落を招いて、そしてまた、なおかつそういう中におきまして、一つの副作用というわけではありませんが、要するに土地の流動化を抑えたり、そしてまた、なおかつ、要するに景気の減退の非常に大きな要素になってしまった、そしてまた、大変な未利用地も生み出してしまったという苦い経験もあるわけでございます。

私は、そういうことを考えた場合に、それではこれからどういふふうに都心居住というものを考えていくかということになった場合に、やはりこの未利用地の活用というか、いろいろな、今回の法案にも載つておりますような、例えば用途地域要件の緩和であるとか、また容積率の制限の緩和であるとか、または斜線制限の緩和であるとか、こういうことを踏まえてやっておるわけでありま

すけれども、今回の法案における低未利用地の活用ということについては、どういふふうにお考えなのでしょうか。

○荒田政府委員 答えいたします。先生今、都心部を中心とする都内の低未利用地を今回の大都市の都心居住の種地として活用する

というお話でございます。都心居住の重要性につきましてはいろいろ議論がありまして、私も私としては、やはり大都市圏の圏域構造のアンバランスがいかに進行してきておるわけで、そういうことは正しくいふ観点から取り組まなければいかぬというふうな考えでおりますが、おっしゃるような低未利用地が、国土庁において昨年調査したところによりまして、約九百ヘクタールくらい都心一区でも存在しております。私も私としては、こういう調査結果をいろいろなところで御活用いただくとともに、現在建設省とか厚生省とか入りますと、都心部低未利用地を活用して住宅ですとかあるいは福祉施設、こういうものを、連携しながらいかにかして福祉施設、住宅を供給していくかという調査検討を行つておりまして、できるだけその成果を活用

しながら、東京都や地元、区と相談しながら、ぜひひとつこの都心居住の推進を図つてまいりたいというふうな考えでございます。

○佐田委員 そういう一つ一つのいろいろな知恵ですかね、そういうものを出し合つて、やはり都心部に住む方々も良好な環境で生活ができるように、ぜひともお願いを申し上げる次第であります。

だんだん時間もなくなつてきたのでありますけれども、私も前にもこれは質問させていただいたのでありますけれども、今の状況を考えた場合に、環境をとるか、機能をとるか、そういうふうな私は考えを持っています。すべてということになるとこれは大変なことだ。

そういうことを考えますと、本心に職場に近い方々というものはある程度の、例えば日照を我慢していただくとか、そのためには、やはり本

当の都心部には、建ぺい率であるとか容積率または斜線制限、こういうものの規制緩和を行うことによつてできるだけ広い住宅が確保ができるような、これは非常に大ざっぱな意見でありますけれども、そういう中で高層のものをつくっていく、そしてまた道路であるとかはかのインフラを整備することによつて、庭つきのものに住みたいという方々は多少ちよつと離れたところに住んでいただくとか、そして、そういう中においてできるだけ快適なものをつくっていく、こういう努力が必要なのじゃないか。これを私が前に言ったときには、インフラ整備が大変だ、こういう御意見を聞いたのでありますけれども、意外と私はそうじゃないと思つたのです。

例えば新宿の都庁が来るときには、もう一本ぐらゐ地下鉄をつくらなくちやいけないのじゃないかと、下水、上水はどうなるのかとか、いろいろな意見が出たわけでありまして、やってみると、いろいろと、会社同士の時差出勤であるとか、いろいろな努力をしてうまく結構やっているわけでありまして。そういうことを考えるならば、もちろんインフラの整備も大事でありますけれども、

けれども、そういう大きなやはり指針を持つてこれから進んでいっていただきたい、かようにも思うわけでございます。

時間が来て大変恐縮なのでありますけれども、今の質問は質問ではございませんので、要望という

ことでお願いしたいと思います。そして、もう一つ、これは最後の質問でありますけれども、直接法案とは関係ないのでありますけれども、今回、行政改革に伴つて、建退共と中退金というものは、これは要するに統合の方針が打ち出されたわけでありまして、これは労働省の所管なのでありますけれども、建設業も入っていますので、姿勢をお伺いしたいのであります。

基本的に、もう御存じのとおり、中退金の方は、いわゆる常用労働者といまして、これは朝出勤をして夜帰つていく、常に社員として勤められておる方々。そしてまたこちらの方の、建退共の方は、建設業を中心として期間雇用者が多いわけでありまして。こういう方々というのは、やはり出稼ぎであるとかいろいろな事情があつてそういう期間的な労働をしておるわけでありまして。

そういう方々を果たして一緒にしていいのかどうか。方針が打ち出されたわけでありまして、私も行政改革に決して反対はいたしません、どんなやるべきだと思つてますから。しかしながら、こういう、形態が違うわけでありまして、例えば片方は財団法人にするとか会計を別にするとか、そういうふうなことは建設省の方としてはアプローチをしているのかどうか。これを最後の質問にしたいと思ひます。

○小野政府委員 答えいたします。ただいま先生の御質問の建退共と中退共の統合の問題でございますけれども、これは労働省の御所管の法人でございます。私もは共管という形にもなっていないわけでございますけれども、ただ、先生御指摘のとおり、建設労働者の退職金というのは雇用労働条件あるいは福祉対策に大変強い大きな影響を持っておりますので、私もこの統合の問題については大変強い関心を払つて

おります。

きたわけでございます。

ただ、いろいろ各方面からの御意見等を聞いてみますと、この統合問題につきましては、事前に十分、必ずしも労働省の方からも御説明が関係団体に対してないとか、あるいは、建設業界あるいは建設労働者の組合でございますけれども、こういうところも大変統合問題には強い懸念を持っておると聞いております。懸念の内容は、やはり長年建設業界が積み立ててきた退職金、そのための積み立て金が、例えば統合というようなことによって担保が果たしてどうなるのか。

一般的に、中退共は大変経営成績がよくない、建退共の方はいいということもございまして、果たしての積み込まれるようなおそれはないのかといったような、そういう強い懸念を持っておられるというふう聞いておまして、私もそういったにしても、それなりに建設業団体あるいは労働組合等のおっしゃることもよくわかるわけでございまして、そういう点から関心を持っておられるわけでございします。

ただ、何分にも行政改革の一環としての特殊法人問題ということもございまして、いろいろな団体も、行政改革自体については大変積極的な取り組みを持っておられるわけでございます。ただ、関係団体あるいは労働組合のそういう一つの御不満と申しますか、急遽そういう統合問題が出てきたというふうなこともございまして、私もそういったしましては、まず労働省から今回の経緯あるいは改革の考え方を十分関係団体に説明をしていただく、そして十分納得をしていただいた上で、そういういろいろな団体側の意見も十分尊重して適切に対応していただきたい、こういうふうに思っているわけでございます。

一部業界団体からは、例えば、むしろ統合自体が改革なのか、民営化というふうなお話もあるやに聞いてはおりますけれども、そういう点も踏まえて、担当の部局におかれてはいろいろな意見を十分尊重して対処していただきたい、私もそういったしまでもそう期待しているところでござい

す。

○佐田委員 終わります。

○遠藤委員長 次に、遠藤利明君。

○遠藤(利)委員 ただいま佐田委員から、電線地中化等のいろいろな話がございました。最初にそのことで、ちょっとだけ要望を兼ねてお伺いをしたいと思うのです。

ちょうど私の地元山形市の七日町というところで地中化をしましたら、きれいになったということだけではなくて、今度は各商店が、今までは電線があつて、何というのですか、我慢をしていたというのか少し努力を怠ってきたといひますか、そういう町並みの整備を自分たちが努力をする。ですから、商店の、自分の店の飾りを変えたり、そんなことで大変活気が出てきております。そんな意味で、ますますこの事業を促進すべきだろう。

そうした中で、今回のC・Cボックスは三分の一ぐらいの価格でやれるということでありまして、とりわけ、これまではどうしても大都市に集中をしてきた嫌いがあるのではないだろうか。私のところなど観光地が幾つありますが、そういう観光地あるいは景勝地、こういうところほどむしろ電線なんというのは大変邪魔なわけでありまして、そんな意味で、ただ大都市あるいは大きな商店街、大きな道路というところだけではなくて、地方都市あるいは景勝地等に積極的にこういうC・Cボックスを導入して地中化を進めていくべきではないかな、そういうふう感じているわけでありまして、道路局長から御意見をいただきたいと思つております。

○藤川政府委員 従来、電線の地中化につきましてはキャブシステム等で実施してまいりました。そういうことで、今お話がございましたように、どちらかという大都市の方でこの整備の延長が大きいといったところがあつたわけでございますが、私も、この電線共同溝、これからの整備につきましまして、当面の重点整備区間といたしまして、いわゆる人がたくさんお集まりになる商業業務地区、それから学校とか病院とか行政機関

とか、そういう情報絡みの、いわゆる光ファイバーがこれから敷設されるような地域、それから景勝地とか歴史的、伝統的な景観地区とか、そういうところを重点に整備していきたいというふうに考えているところでございます。

今、地方都市でもというお話がございましたが、私もとしては、大都市に限らずやはり地方都市もあわせて全国的にこの地中化というのはやっていきたいというふうに考えているところでございします。

ただ、御承知のとおり、この電線の地中化につきましては、やはり企業者の方の御協力を得なければいけないということで、これにつきましましては、電線類地中化協議会というところで調整して、その調整の結果に基づいて整備をするような仕組みになっております。そういうことで、関係者の御理解、御協力を得ながら、大都市だけではなくて地方都市も含めて、全国的にこの電線類の地中化というのは推進してまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(利)委員 それと、先日私も神戸に行つてまいりました。いろいろな震災の状況を見てまいりました。今までのいろいろな議論がございましたが、神戸については申し上げないつもりであります。地震から見て反省をすることは、やはりこれまで日本の国のつくり方というものは、どちらかという追いつけ追い越せというふうな観点からとりあえずの間に合わせてきた。よくよく量から質、質実国家なんというふうな今表現されておりますが、そういうふうな観点で言われてきて、その中で今回の神戸の震災があつた。我々にとりましては、大変不幸なことでありまして、大きな教訓を与えられたんではないかな、そんな意味で今新しい総合開発計画を策定しよう、そんな努力をされているわけでありまして、今回見ましたときに、学校や福祉施設なんかはほとんど壊れてなかったんだと思うんです。ですから、そういうふうないろいろなことを考えましたときに、やはりゆとりを持った、公園なんかも

そうであります。そういうふうな国づくり、そういうことを踏まえてこれから総合開発計画を策定をしていただきたいと思つておりますが、大臣の所見をいただきたいと思つております。

○小澤国務大臣 政府といたしましては、現在国土審議会において、平成八年度を目途に来るべき二十一世紀にふさわしい国土づくりの指針を示す新しい全国総合開発計画の策定を進めているところであります。

先生御存じのように、全総は全総に始まり新全総、三全総、四全総、いよいよ今度は数字にするかどうかは審議会の先生方にお任せをしておりますが、昨年の十一月十日に国土審議会を開催いたしました。総理並びに私からも、二十一世紀に向けての全総にかかわる全総のお願いをいたしたところでありまして、そして二十一世紀には、先生御指摘のように、二十一世紀にふさわしい質の高い国土づくりということを主眼といたしまして、地球環境の問題であるとか高齢化社会、少子化等々、国土軸等々新しい課題も入つてまいりますが、検討をお願いいたしました。

先生御指摘のとおり、国民の生命と財産の安全確保は国土づくりの基本であり、新しい全総計画においても、安全で質の高いゆとりのある国土の形成が最も重要な課題であると考えております。したがって、新しい全総計画の策定に当たりましては、今回の阪神・淡路大震災を初めとする最近の一連の災害についての経験を踏まえまして、広域的な幹線交通、そして通信網の複数代替ルートの確保、また業務機能の多元化等災害に強い国土づくりを行うべく鋭意努力してまいる所存であります。

なお、本日午後から計画部会、国土の安全についても検討をするということも承つております。○遠藤(利)委員 今そういう方向でお話が進められていくようでありますが、今回の震災等を考えますと、そうした中で早急に首都機能といひますか国会の移転、そういうことを議論しなければならぬ、議論だけではなくてそろそろ明確に打ち

出す必要が出てきたんではないかな。きょうの新開見ておきますと、昨日の国会等移転調査会の基本部会の中でもかなりそういう議論が出され、具体的な場所の方向づけができるかもしれない、そんな議論もあったようにも聞いております。

しかし、今回の総合開発計画、いろいろな項目をつくっているのではないかと思います、具体的に国会等移転という項目をつくって、そしてその中で打ち出していくべきではないだろうか。行政改革もいろいろ今皆さん苦労してなさっておりまして、我々も一生懸命しなければならぬと思っておりますが、どうしても議論を見ておきますと、役所を整理しようとか、何かこう感覚的に前向きな議論が少ないような感じがするんじゃないかと思うんです。むしろ、国会をここに移しましょう、それに向かって新しい国のグランドデザインをしていく、その中でいろいろな行政改革ができていく、そういうふうなむしろ前向きな形で私は出てくるんじゃないだろうか。

そんな意味で二十一世紀、二〇一〇年がその達成の目標年次だということをお伺いしておりますが、二〇一〇年の国のあるべき姿、それが明確に出てくれば、当然行政改革はそれに向けて進んでいくんじゃないだろうか。そんな意味で、この新しい計画の中にはつきりと国会等の移転ということを示して進めるべきではないかというようにことを考えておりますが、御見解をお伺いしたいと思っております。

○荒田政府委員 お答えいたします。

国会等の移転につきましては、先生御承知ですけれども、平成二年の衆参両院の国会移転に関する決議がございまして、国会移転法がございまして、その法律によりまして調査会がございまして、これまで首都機能移転の意義と効果とかあるいは新都市のビジョンなども議論しております、この二月からいよいよ新都市の具体的なつくり方、新都市をつくる、新首都をつくるといういまして、いろいろな土地対策ですとかいろいろな手続というのが出てまいりますから、そう

いった専門的、技術的なことを一応検討してきつちりした形で調査会で検討してもらって、それを踏まえた上でやはり新しい首都の場所の選定に入っていくということじゃないかと思っております、そういう意味で、そういう具体的な新都市づくりに向けた制度について着実に今調査、審議していただいているところであります。

先生お話しのように移転の目標時期、こういうのを決めてそれに向かって進む方がはるかに国民的にも合意が得られやすいし、行政改革にも資する、大変そういう貴重な御提案であると思っております。私もとしては、実はこの調査会に一応移転の具体化に向けて移転の時期の目標まで含めて調査、審議しないかということ、一応国としては調査会に専門的な検討をお願いしている経緯もございますので、今言ったような新都市づくりに当たった諸制度の検討をしますとともに、この移転の時期の目標というものもできるだけ近い機会に議論をいただいて、そういう形で調査、審議を円滑に進めていく。

そういう中で私も一方で、国会の移転というものが国家百年の大計とも言われる大事業かと思っております、国民的な合意を形成する、そういう広範な活動といえますが、そういうことも続けていかなければならないと思っております、そういうことで目標を決めて審議するというのも貴重な御意見かと思っております。

それから、全総計画に盛り込むべきだということなんですけれども、おっしゃる様に今回の阪神・淡路大震災の被害、教訓、こういったものも踏まえて今後、今国会移転調査会の審議なども調整しながら検討していくことになっていくと思っております、よろしくお願いたします。

○遠藤(利)委員 これまでもいろいろな総合開発計画の中で、タイトルがいっぱい出てくるわけですね、多極分散とか、現実に見えておらず、局長もう一ついいですか、多極分散とかいろいろな形で出てくるんですが、残念ながら、言いながら、そういう一極集中がますます進んでくる。

東京だけはドーナツ化現象が進んでいるわけでありますが、決して分散をしているわけじゃない。そういうときに、具体的にこういう日本をつくり出すよという一つの象徴としてやはり明確に打ち出すべきではないか。そういうことがなければ、単なる言葉の遊びにせよ、総合開発計画が終わってしまうのではないだろうか。そこら辺をぜひもう一度御意見を伺いたいということ。

それからもう一つは、時期ということですが、どうしても議論を積み重ねていって、しかし、みなさんやる、やると言っていますけれども、私いろいろ話を聞いていますけれども、大半の人は大きな話で、こう思っているんですね。思っている国会決議をして、しかし大半の人が思っていない、全くむだなことをやっているんじゃないか、こういう議論になってくるんじゃないか。

そういうことを考えますと、やはりまず国会を移す時期がいつだと先に決めてしまおう、それから逆算をしていっていつまでにじゃ場所を決めなければならぬ。例えば場所なんかは一番難しいことだと思えますし、そうしますと、その場所の問題もやはり方々、例えば賢人会議にすとかいろいろ議論があるようでありまして、まず到達目標をわゆる国会を移す時期はいつだ、ここから逆算してスタートをしていかなければならないのではないかと。そうしないと、議論が続いていって、国会決議を何回やろうとでも進まないということになるのではないかと思います、もう一度そこら辺を局長からお伺いをしたい。

○荒田政府委員 先生おっしゃる様に、移転の時期の目標を、もう何年に新しい都市で新しい国会なり内閣を開くというように形で明言して進めていくというの、一つの貴重な手法だろうと考えます。ただ、現在の段階で申し上げますと、私もとしてはまだせつかくそういう移転の時期の目標まで含めて調査会で審議をお願いしている経緯もございます。調査会の方は、御承知のように国会の諸先生方もお入りいただいているわけですから、

そういう形で、今せつかくの御提言なども、私ども事務局でありますけれども、今後の調査会の審議に反映できるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○遠藤(利)委員 私は別に疑っているわけではありませんが、どうも今までの全国総合開発計画というのは、総花的ないろいろな議論が出てきて、そして結果的に、いろいろな整備は進んでいるのですが、これはという形がなかなか出てこない。そういうことを考えますと、この際だからむしろ、新しい総合開発計画はもう目玉はこれなんだよ、そういうふうな打ち出し方が必要なのではないだろうか。そのぐらいいい切った形を打ち出していけないと、なかなか首都機能の移転もできませんし、それに伴う震災対策あるいは行政改革を含めた新しい国のグランドデザインができないのではないだろうか。答弁要りませんので、ぜひ長官、そこら辺を踏まえて検討していただきたいと思っております。

質問を変えますが、今回の大震災、これから大変な集中投資をしなきゃならぬのだろと思っております。我々も、これから補正予算あるいは平七の予算はもちろんでありますが、平八の予算を含めて大変な投資をしていく。当然それに伴って、その他の地域については我慢をしなきゃならない部分も出てくるのではないだろうか、よく理解はできるわけでありまして、しかし同時に、なかなか景気が回復をしない。特に製造業などは、少し回復しかけたのかと言いますがまだまだそういう雰囲気になっていない。

そうした中で、地方経済、公共事業が支える比率といえますか力というのは大変大きいわけでありまして、同時に、いろいろ話を聞いても、住宅産業が引っ張ってきたんだとか、そんないろいろのことを言われているわけでありまして。そういうふうな公共事業で支えてきた、しかしその公共事業が阪神、神戸、そういう地域に集中して、仕事は持っていない部分、数多くいらっしやいます。

さつき言いましたように、地域の経済を引っ張り、また同時に、これからの国土の均衡ある発展という中で、高速道路の果たす割合は大変大きいわけであります。

実は、私の地元のブレハブをつくっている会社が、今回神戸にぜひ建てたいといつて五十棟をつくる、これから持つていく。そうしたときも、普通道路ではなかなか時間がかかるのですが、高速道路があることによって短時間のうちに結べる、そういうことも出てきますし、まさしく、経済効果だけではなくて、全般にわたって高速道路の効用というのはあるんじゃないかな。そんな意味で、この高速道路の整備にどのような影響が出てくるのか。

そしてもう一つは、ちょうど我々、平成六年度ぐらいに国幹審が開催されるのではないだろうか、そんな話を昨年などは考えておりましたし、承ったわけですね。しかし、高速道路の料金値上げ等の問題があつて少し繰り延べになりましたよというのを聞いておるわけでありましたが、それによつて、今回の震災等によつて、この国幹審の開催時期がかなりおくれるようになるのか。地域などでは、基本計画から整備の指定、整備からさらに施行命令と、大変強い要望があります。その指定を受けなければ次の段階に進めないわけでありまして、そこら辺の開催時期等の考え方についても、ぜひおくれることのないようにお願いをしたいということを最後に伺ひたいと思ひます。

○藤川政府委員 最初にお話ございました件でございますが、阪神地域の高速道路、かなり今回被災を受けておりました、その復旧ということとで相当な事業費が必要になってくるわけでございます。これにつきましては、災害復旧費ということとで、先ほど官房長からの話の中にもございましたが、私どもとしては、補正予算等の別枠という形で対応するように努力したいというふうに考えているところでございます。

お話がございましたように、高速自動車国道というのは、国土の均衡ある発展、あるいはそれぞれの地域の振興、あるいは地域づくりというものにやはり欠かせない大変重要な基盤施設であるというふうな考えでいるところでございまして、まだ整備が大変おくれでございまして、まだ全体の計画の半分程度にしか達していないところでございまして、そういうことで、私どもとしても、こういう地震の影響というのをできるだけ受けることのないように、国土のバランスある発展というのはやはり必要でございますので、今後ともこの高速自動車国道の整備につきましては、道路整備の中の最重要課題の一つということで取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございまして、

また、次期国幹審のお話もございましたが、今お話がございましたように、昨年の高速道路の料金改定の際にいろいろな御意見がございまして、その辺の御意見につきまして、現在、道路審議会でも有料道路制度のあり方についてということで御議論いただいているところでございます。

確かに、今回の震災への対応というふうなことで、担当者がそれに追われるというふうなことがあつて若干審議がおくれているようなところもございまして、私どもとしては、やはりこの審議をできるだけ早く進めたい。それで、このあり方について一定の見通しをできるだけ早く出していただきたい。そういう中で、そういう見通しが出ますと、次のその基本計画あるいは整備計画の策定をどうするか、具体的な対応が可能になりますので、私どもとしては、できるだけ早くそういう方向づけをしたいということで、今後とも努力してまいりたい。

今お話がございましたように、高速自動車国道の整備を促進してほしいという要請は大変強くございまして、私どもとしても、そういう声にこたえるためにも、この審議をできるだけ早くこめて、次のステップに向けて、次期国幹審をできるだけ早く開催できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(利)委員 終わります。ありがとうございます。

○遠藤委員 午後一時より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時四十七分休憩

午後一時開議
○遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。白沢三郎君。
○白沢委員 僕は新潟でありますし、頭も悪いですが、国会の経験もありませんから、ひとつ御丁寧に、初歩的な問題をお伺ひしたいと思つております。

なお、委員会というところは関連法案の質疑をするというところでありまして、一点だけちょっと軽く伺ひをして、震災のことでも関連でお伺ひしたいと思つております。

電線共同溝、この問題ですが、これは阪神大震災で実証済みでして、交通事故あるいは電線それから美化等々のもので大変いいと思つております。ただ一点、震災にどれほど強いのか、こういうことをお伺ひしたいと思つております。

それともう一点は、この震災で、新しい平成七年度予算が二十三日に通過とか通らないとか実は言つておられますが、その前に、本来なら六年度の補正をすべきである、私はこう思つております。どうもどうなるかわかりませんが、平成七年度の予算をもう組み立て中でありまして、これが大震災で、公共物のものは基準をもちろん再点検、耐震性のものでは構造基準等々の改善もあるだろうし、いろいろなことがあると思ひます。それと、今度箇所づけが始まつておりますし、そういったしますと、単価ベースあるいは設計ベースそれから事業ベース等々が割増しになると思うのです。その辺で、先ほど遠藤委員からもお話があつたようでありまして、そういうものに影響は出るのか出ないのか、これをまずお伺ひしたいと思ひます。

三点目は、建設資材等々が、これも前々から言われておるのですけれども、ビニールシート等々が少々上がりぎみだ、こういうことですが、その辺のところ、鉄鋼やセメントも含め、どういふふうなことで今どういふ現状であるか、こういうことをお伺ひしたいと思ひます。

次に四点目、時間ありませんからばつぱとしたいのですが、今いろいろなことが言われている中で、一番大きい問題はやはり仮設住宅だろうと思つております。それと医療関係、二十数万幾らの人がまだ避難しておるということですし、一体全体、あの災害で一応命は取りとめた、こういうことでありますけれども、その後の風邪あるいは

精神的なストレスの問題、そして肺炎等々を患わしたにもかかわらず、満足な医療の体制を受けることができない、そういう方が実は相当数亡くなつておる、こう聞いておるのですが、実態はどうなつておるのか、このことをお伺ひしたいと思つております。

きのうの朝日新聞等々でも、建設大臣は、三万戸は確保した、しかしもう一万戸はまだ不足をして、しかしつくりたい場所がないのだ、こういうことをおっしゃつておられますし、私の知っている友人で実はお二人亡くなった。行くところがなから、とりあえずはということでも新潟に避難しておられますし、大学の同級生は二人、これはうちが崩壊ということ、まだ避難生活をやっている。これが二十数万だ、こう言われているのですが、亡くなった方が五千三百何名も超えた、こういうことですか。

これは大臣あるいは長官にしてもそうでありますが、長官においては、国会議員の中で一番人間のいいのが今の小澤国土庁長官だ、こう言われておりますし、それから建設大臣は、私の宿舎の部屋の隣ですから、朝何時に起きて何時に出た、きょうも朝早くからようでありまして、地震の当日は物すごい早かった。大体総理よりも早かったと言われているのですから、官邸に電話を入れたのが一番早いのが野坂さんだ、実はこういう話まであるのですから、余り際どい質問はやりたくはないのですが、しかしそれは別として、人間性とかこれは別として、皆さん方は大臣ですから、政治的な責任はやはり負わなければならない、私はこう思つております。

きのうも震度四が釧路であつたことは当然御存じでしょうけれども、人の命というものは地球よりも重い、こう言われております。五千三百数名といつたら、これはどうなるのか、物すごい数だと思ひます。淡路島の人口がどのくらいか知りませんが、二十数万が今避難をしているということ、私の選挙区は新潟市で五十万弱ですが、新潟市の半分以上の人が今避難生活をやつて、そして

ブライパシーもない、風呂も満足に入れない、お医者さんにもかかれな、こういう生活をやっているのですから。三万戸、もっとふやしたいのだけれども土地がない、こういうことなんですよ、大臣。

それと、あちこちの公団に今確保しておる、こういうことですけれども、できるならこのプレハブ、今厚生省で発注をしておるのですが、二階建てぐらいのプレハブ住宅を何とか考えることができないのかな。そういたしますと、今三万戸ですから、プラス三万、六万戸になる。今の建築基準ではできないはずがない。いろいろとお聞きをしたら、単価ベースが違う、土台にもかかる、コンクリートもしなければならぬ。私が調べたところでは、そんなことやらなくなつてできるのです、二階建て。それでもできないということであれば、もう一度検討してもらいたい。ブライパシーの問題、二階の音が聞こえるから二階建てはだめなんだ、こう言っているのですけれども、それよりも、避難生活をしている人たちが、そっちの方がいいのかというと、そうじゃないのです。今災害避難所なんですよ。平常時であるならそうでありませうけれども、その辺大臣はどうお考えなのか。これがまた厚生省だと言ふのだ。建設省は下請だ、今度こう言うのですから、この辺のところ、私は勉強不足でよくわかりませんが、教えていただければと思いますし、簡単に御答弁をお願いいたします。

○野坂国務大臣 お答えします。

この所管については厚生省の所管でございます。御案内のように、仮設住宅が三万戸、それから近隣の府県の御協力による公団住宅とか公営住宅等合わせて二万六千五百、そして、今御指摘がございました御老人の皆さんや身障者の皆さん方、それを最優先に考えていかなければならぬので、民宿でもホテルでもどこでも結構、そういうところでしたし安楽に暮らしてもらいたい、これは八千戸、合わせて大体六万四千戸程度になるのじゃないかと思ういます。

その上に、仮設住宅が足りないのじゃないかと私の方から本部長に申し上げまして、それならば至急にやっつけていきたい、ということ、折衝の結果、一万戸増設ということになりました。フル生産でやっつけていただくように業界の皆さんに私たちはお願いをしております。通常月間五千戸と言われておりますけれども、さらに馬力をかけてもらいたい。あわせて、イギリスとかアメリカとかの簡易の住宅を輸入するような措置を現在しておるところでございます。それは三万戸ないし四万戸のうちでございます。外ではございせん。そういう意味で、七万四千棟あれば大体できるのではなからうかということが一つ。

それで、二階の住宅の方もいいではないか。私は現場に、普賢岳にも参りましたけれども、屋根がこうなっていますね。それで、ここがあたりはやはりブライパシーに影響があるので、今回は上まで全部詰めてもらう、そういうことにいたしました。ただ、おっしゃったように、命は地球より重いのでありますから、がたがた騒がしかったり足音がしたり、そういうことについては我慢していただければならぬ、そういう見方もございしょうけれども、比較的二階建てというのは仮設住宅の場合には少量でございまして、事務所用等にはこの二階建てがございまして、住宅の場合には一階建てがほとんどございまして、工程から比べて、比較的やはり一階の方が、ブライパシーも守れるし、そして生産も何とか追いつくということでございます。

ただ、先生、問題なのは、例えば白沢組とか野坂組とかありますので、場所を決めるのに、ここに三戸建てなさい、ここに十五戸建てなさい、ここに二十戸建てなさいと言ふと非常に非効率なんです。それで、できるだけまとめたところに一つの建設会社を入れる、こういう措置をとっております。

それから、被災者の皆さんの御希望というのは、何とかして自分の焼失した家屋の近辺にお

りたいというのが一番の願いでございます。それでもまあ説得して、約一万戸、二万六千五百のうち他府県に一万近くもおいでをいただいているというのが現状でございます。きょうのニュースでは二十二万が二十万になったということではございまして、それでも御指摘のあるように、非常にスムーズにいかないではないか。

復興は、救援、復旧、復興、こういう三段階に分けますが、走りながら考え、考えながら走っていくかなければならぬだろう、そういうふうな考へて、六甲山の裏にあるところの整備公団の場合には、もう恒久住宅をつくれ、恒久住宅をつくらう、所要資金というものは低利で借りられるということがあれば積極的にそっちに移ってもらおうということ、恒久住宅対策も並行して行つておるというのが現状でございます。

政治責任の問題については、おっしゃる通りに五千三百人お亡くなりになった、二万数千人の負傷者が、十万人に及ぶところの倒壊家屋が出てきた、こういう現実を踏まえて、何とかあろうが、我々としては責任を感じないわけにはいかな、責任がないかと言えはうそになるということ、そういうふうな考へております。

○白沢委員 時間もございせんから簡潔に、私も簡単に御質問申し上げますから、簡単にお願いいたします。

まず、国土庁長官にもお伺いしたいのですが、私は、これちょっとよくわかりませんが、各省庁、これ全部調べてみたのですが、各省庁の中に災害課というのはほとんど実はない、ございませうね。こういう災害の本当の主管官庁は国土庁なんですか。

○小澤国務大臣 調整機能をいたしております国土庁であります。

○白沢委員 三陸沖の、昨年十二月二十八日に地震が起きたね。あのときの総指揮官も小澤国土庁長官、五百億程度の被害が出たのですが、そうだったですね。

○小澤国務大臣 私の所管であります。

○白沢委員 そういたしましたして、実はいろいろな方からいろいろなものが出ておるのですが、海外からのいろいろな新聞、日本はこれほどの先進国であるのに五千数名も出して、これは人災だ、こういう新聞も出ておりますし、人災、官災、それから政治リダーシップがない、どうのこうのいっばい出ております。それから、神戸の市長に至つては、これは絶望したという市長自身の批判も出ておるようであります。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、私の知っている限りでは、実は総理は、これは決して過去のことをどうのこうのと言うのじゃなくて、これからの参考のために、避難、緊急体制をつくるがためのこれは参考にしていただきたいと思つて私も確認をとるのですが、朝、総理は六時にテレビでそのことを知った、こういうことでして、それから、どなたさんかにどういうふうにしたのか知りませんが、第一報は国土庁からの報告だろうと思ひますが、七時半に国土庁から官邸の方に報告を受けた、こういうことになっているみたいなんです。それから、九時から月例報告会があった。その後、野坂大臣はすぐ現地に飛んだ。国土庁長官は、前の委員会では、引き続きずっと指令をして、そして心配ですとテレビを見ておった、こういうような御発言であります。それから、兵庫県から、知事から自衛隊に要請が出たのが十時であった、こういうことで間違ひございせんせんすね。

○村瀬政府委員 総理にどういふ報告をしたかという御質問でございますが、私も、総理の秘書官あるいは官房長官の秘書官と常にこういう災害の場合に連絡をとっております。それで、第一報は、総理の秘書官とは七時、それから官房長官の秘書官とは七時十分連絡をとっております。

(白沢委員「そのとおりかどうか言つていただければいいのです」と呼ぶ) はい。その段階では、まだ災害対策本部の設置ということはいまだしておりませんでした。七時半

ごろになりまして、私ども、この際非常災害対策本部の設置が必要であろうという判断に達しまして、その旨を先ほど申し上げました総理あるいは官房長官の秘書官とも連絡をいたしております。それから小澤国土庁長官にも報告をいたしました。非常災害対策本部の設置の手続を始めるようにという御指示をいただいております。

○白沢委員 そうだろうと思っておりますが、そしてその後非常災害対策本部を国土庁に設置をした、こういうことなんですが、当時、各省庁聞いたのですが、官邸にも国土庁にも、日本の国土と人命を守るその災害対策本部である国土庁に宿直もいなかったという事は、これはまことに不可解。長官は、いなかった、こうどこかで発言されておったようでありましたが、事実でしょうか。

○小澤国土大臣 国土庁では、夜間、休日等、勤務時間以外の地震災害に関しては、国土庁非常災害対策委員等が迅速に参集できるように、民間委託の情報連絡員二名を配置をいたしております。ポケットベルと電話連絡の一斉情報伝達装置によりまして、非常参集を行う体制をとっているところでありまして、したがって、阪神・淡路大震災発災当日もこの体制で非常参集を行ったところでありました。

○白沢委員 そういたしますと、民間委託に気象庁から恐らく地震が発生したと来たんだらうと思っておりますが、それを民間委託の方が受け取って大臣のところへいったのですか。そういうシステムになつてはいるのですか。私が聞いたところでは、ほかのあれも、まず震災、地震に関しては気象庁がキャッチをする、それから各省庁に連絡をするというのですけれども、ファクスだというじゃないですか。ほかの役所はファクスですよ。

○村瀬政府委員 私どもも、気象庁からファクスで受信をするというシステムになっております。○白沢委員 そういたしますと、今回は五時四十分分に地震が起きてテレビが出たからそれでもよかった。夜の二時、三時にもこういう大震災が起きたときはテレビもない。それで気象庁が

ファクスで送る。明るる日の朝、官庁に出てきて初めてファクスを見て、ああここに、鹿児島に地震があったんだな、こういうことになるんですか、全部。

○村瀬政府委員 今回の件に即して申し上げますと、五時四十六分に御承知のように地震が発生しておりますが、気象庁からのファクス、最初のものでございますが、これを六時七分に受信をしております。で、先ほど大臣から申し上げました一斉呼集装置によりまして非常参集を六時八分に開始をいたしております。したがって、ファクスを受けて、先ほど申し上げました要員がおりますので、職員ではございませんが、要員が二名おりますので、その者が一斉呼集装置を直ちに作動させるということでございます。それによつて、連絡を受けた職員が逐次登庁するというところでございまして。

○白沢委員 ですから、結果としては、災害は一分おくれた場合は一人の命がなくなると言う言われておるんですが、その結果が、初動の態勢のまづさが今回これほどの大震災、人災を、とうとい命をなくされた。これは私が言うのではありません、ほかの人はとどの皆さんそう言っておるんですから、このところの管理はやはりもう一度真剣に考えて、何時であらうと、どこで発生し——これは長官が担当ということですから、そういうふうに徹底的にそれは改善をさせていただきたい、こう思っております。要望ですからいいですが、それと、昨年の十二月二十八日に三陸はるか沖地震が突如発生をいたしました。そのときに、我々の新進党も改善策を、総理大臣初め国土庁にも提言をいたしましたはずであります。その提言内容はもちろん長官も御存じだらうと思ひますが、どうですか、見ましたか。

○小澤国土大臣 はるか沖地震のときのこと、地震が発生してややたつてから秘書官から私に連絡をいただき、新進党の方も現地に行つておる、国土庁どうしておるかといういろいろあった話も承り、私も早速先生にも電話をいたしまして、我々

も政府も一生懸命頑張つておるのでよろしくというところで電話交換もしたところであり、そのことについてはよく存じております。

○白沢委員 昨年のこれも被害ですが、昨年の暮れに、発生をしたのが二十八日か、それで皆さんもうお休みなんです。役所も、もちろん、村山総理は郷土大分に帰つておったときであります。僕らも緊急に呼ばれて行つて、それでうちの代表が三陸に行つて帰つてきて、それをまとめて、それで総理に提言をしている。皆さんが御用納めが終わつて官庁に出てきたのは、それで初めて皆さんを集めたのは一月九日ごろじゃないですか。

○村瀬政府委員 三陸はるか沖地震は十二月二十八日の二十一時十九分に発生いたしておりますが、これも、先ほど申し上げましたように、気象庁から同報ファクスが入りまして、それに基づきまして一斉呼集装置を作動させまして、要員が逐次登庁したというところでございます。二十一時五十分には職員が登庁を始めて、二十二時十五分ぐらいには情報収集態勢が整つてきております。その日の翌日になりますけれども、零時半ぐらいから総理の秘書官あるいは官房長官の秘書官と連絡をとつております。

それで、零時四十八分には災害対策関係省庁連絡会議、これは課長クラスの担当者レベルを集めてまして会議をやるといふものでございますが、そういう対応を直ちにしておるところでございます。翌日の十一時に、今申し上げました第一回の災害対策関係省庁連絡会議を開催いたしました。担当官を派遣するというところにつきまして青森県と調整を開始いたしました。その結果、二十九日の十六時五十分担当官が上野から出発したというところでございます。

○白沢委員 わかりました。ただ、挙動を早くやつていただきた、そういう気持ちで言っているんです。それと、現地に行つた方が、それは係長以下だったんじゃないですか。それで、そのときに僕らも緊急でそれをまとめ、これを提言を突はしたんですが、それが結果として

してはいろいろなものも、これほどの多くのいろいろな委員会各種のものを私はまとめてみたんですが、全部いろいろなものが出ています。ただやはり、こういう震災が起きて二度とこれほど大きな地震にならないように。昔から地震、雷、火事、おやじというこういうことわざがあります。台風なら気象庁が、台風来るから皆さん避難しなさい、雨が降るなら、これから大雨ですから皆さん堤防に避難しなさい、こういうことなんです。が、地震、雷、火事——おやじはどういうのか今の時代です。私にはわかりませんが、ある日突然どすつと来ちゃうんです。どすつと。

ですから、長官も建設大臣も、これは非を責めるわけにいかぬかもしれぬ。しかし、どすつと来たときにいかに被害を臨機応変にするかということが、これが災害の一番の決め手であるはずなんです。そのところがやはり、ですから長官、我々が去年提言をしたもの幾つかありますけれども、今回これが全然生かされていなかった、何一つ。

例えばこれを読む時間、私の時間ないですからあれであります。今後「一カ月程度」に何とか何とかとずうと行つて、太平洋プレートにも大きな地震があるかもしれないから一層の予知対策にあれをせよと。それから、今回の地震に対しては残念ながら、ずうと書いてあつて、北海道何とか沖というからそれからずうと来て、「役所等の御用納めの後・休暇時・緊急時の指揮、命令が十二分に機能しているかどうか一抹の不安を感じ得ない。」それから、「地理的条件から自然災害を受けやすい」状況であるから、一日も早く「立法措置を含む災害対策及び危機管理対策を速やかに確立すべきである。」昨年の十二月三十日午後四時にやつておるんです。皆さん方に、これやりましたか、その後どうですか。それが、結果として同じことが今回出ちゃった。

○小澤国土大臣 三陸はるか沖地震に對しましては、私も二月十二日に現地を視察、調査をさせていただきました。地震とはということを再認識し

てまいったところでありました。

現場の視察後に知事さん、市長さんの要望を……（白沢委員「二月です」と呼ぶ）一月十二日です。失礼しました。二月と言いましたが、一月十二日であります。

知事さん、そしてまた市長さんの要望を伺いました。その要望は、何といつてもこれからは予知が大事である、そしてまた観測・監視体制を厳重にやっていたいただきたい、そして激甚災の指定もお願いをしたい、こういった等々の要望を承って帰ったところでありました。それを早速、明るる日の一月十三日の関係懇談会でも報告をしたところでありました。

今回の阪神・淡路大震災につきましても、意を体して、改める点は改め、反省すべき点は反省をして、そしてこれからの監視体制、観測体制を初めといたします危機管理の問題、初期初動の問題等々をプロジェクトチームでも真剣に考えておるところであります。

○白沢委員 御苦勞さんです。結果として、結局はいろいろもろもろのあれが出てきたんでしようけれども、同じ日のロスの大地震と日本との対応の仕方と比較しますと、ロスの地震は、地震があつて十五分後に大統領に報告が行つて、こういうこととです。日本の場合は、総理官邸に、一時間四十分後に総理に連絡が行つた、こういうことです。それと支援体制は、アメリカのロスの場合は一時間二十五分後に FEMA、これは災害対策何とか本部というのでしようけれども、これがスタートした、こういうこととですが、日本の場合は、何と四時間十八分後に閣議で非常災害対策本部を設置した、こういうことです。

それと、現地対策本部の設置、アメリカのロサンゼルスのは地震は十四時間半後に現地対策本部をつくつた、日本は何と五日後に現地対策本部をつくつた、こういうこととすから、これはもちろん、我々も含めてでありますけれども、応急時の避難体制はいかにスピーディーにあれをするか、こういうことが大切であるということを再度

御認識をしていただければありがたいな、こう思つております。

次にもう一点、地震後、発生をするときすぐ関係官庁に連絡が行く、こういうことなんです。中央にいろいろな、これも僕頭が悪いからなんでしょうけれども、教えてもらいたいのですが、中央防災会議だとか予知連何とか、実はいっばいあるのですが、例えば中央防災会議の一つとつてみても、一年に何回会議をやるのですか、これは。

○村瀬政府委員 中央防災会議は、初動態勢をやるというふうな機関では必ずしもございませんが、最近では、防災基本計画をこの際見直すということの二十六日だったかと思ひますが、開催をいたしております。

○白沢委員 じゃ、その予知をするという何とか、いろいろ幾つもあつたのでしようけれども、地震が起ると研究家、やれ本職の学者とか何とかがあつたのだ、もうわんわん言ひますけれども、地震の起る前は一切何もいひません。起きた後言うのはこれはなんですか、そうするとナマズを飼つた方がかえつていいやうなもの、予知をするのですから、ナマズの方が、これをしなくて、起きた後あつたやうなものは、これは非常に結構なんです。その前に、やはり相当なお金もかけて国が予知体制、地震の予知どうのやうなやつてゐるのですから、それらのことももう一度やはり再確認をする必要があるんではないかと思ひますが、これはいかがですか。

○村瀬政府委員 今の段階で予知ができるということになっておられますのは、いわゆる東海地震の關係でございまして、これにつきましても、前兆現象を把握することによって予知が可能であるというところになっておられます。それ以外の地域の地震については、いわゆる短時日のうちにいつごろ、例えば二、三日のうちに起きるだらうというやうな意味での予知はできないということとござ

います。それで、そうはいひましても、先ほど大臣申し上げましたように、現時点の技術あるいは情報の蓄積ではそういうことでございすけれども、それに向けて実用的な予知ができるやうにということと、関係省庁いろいろ努力をされているところとでございす。

例えば、地震予知の測地学審議会というのが文部省にございまして、これは予知計画を策定するというやうなことでございす。それから、これは科技庁が所管してございす、政府に地震予知推進本部というのがございまして、これは各年度具体的な地震予知研究の推進でございすとか、予算措置をどうするかというやうなことをやっております。それから、地震予知連絡会というのがございまして、これは建設省の国土地理院にございす。そこが窓口になりまして、いろいろ地震に関する情報の交換、それから総合的な判断と

いうやうなものをやっております。それから、先ほど申し上げました東海地震の關係につきましまして、地震防災対策強化地域判定会というのがございまして、これは気象庁長官の私的な諮問機関というところでございす。これが判定をするというところでございす。

○白沢委員 もう一度お願いしたいのですが、地震が起きたとき、気象庁からファクスが行く。実際に私も聞いて回つたのですが、ファクスなので、それで、すぐ連絡がファクスで、それで事が済むと思つたらこれは大間違いでして、夜の三時、二時、テレビもない、何もなしとては、朝来て事件が初めてわかる、こういうやうなことだけではもうないやうにしたいな、こう思つておられます。

それから次ののですが、国ではいろいろなこととを今やっておりますが、いろいろな名前がいつぱいございす。で、わけがわからなくなつてしまふのですが、災害対策基本法の百五条による緊急災害対策本部を、もう一度これはお聞きいたしますが、なぜしなかつたんだ。緊急のために、まさに今回のこのやうな地震のときのために、こ

れは昭和三十五年に制定をしたというのですが、社会党さんは猛反対した、こういうやうなことをお聞きをしておりますが、こういうときにこそこれを使うための法律じゃなかつたのか。それは規制、物価統制どうのやうのか、いろいろなことを総理はおしやつておりましたけれども、結果として、あの交通渋滞、消防車も行けない、救護物資も行けない、もうパニック状態になつたというのを考えますと、これは今さらながら残念であります。なぜあれをやらなかつたのか。

○村瀬政府委員 まず、なぜやらなかつたのかというところにお答えする前に、いろいろあつてわかりにくいというお話がございまして、それを簡単に話させていただきます。現在、兵庫東部地震非常災害対策本部というのがございす。これは、災害対策基本法の第二十四条に基づいてございまして、非常災害に

対応して緊急対策の総合調整等を行うというものでございす。それから、現在、兵庫東部地震緊急対策本部というのを政府に設けてございす。これは内閣総理大臣を本部長といたしまして、全閣僚から構成されておられます。これは、兵庫東部地震につきましまして緊急に政府として一体的かつ総合的な対策を講ずる、いわば政治レベルで決定をするやうなものについてこの場で決定をするというところでございす。先ほど申し上げました非常災害対策本部は、それを受けまして、細部の調整、具体的なレベルにおいて実施をするというやうなことでございす。

それから、緊急災害対策本部をなぜ設置しなかつたかというところでございす。簡単に申し上げますと、先ほど申し上げました二十四条の非常災害対策本部と緊急災害対策本部を比べますと、本部長の権限はどちらも全く同じでございす。何が違うかといひますと、一つは、総理が本部長になるというやうなことがもちろん違ひます。それで、緊急対策本部の方は、先生も先ほどおしやいましたけれども、災害対策基本法の百五条でございす。まず災害緊急事態の布告を

するということになっております。その布告をいたしますが、その布告をする場合に、どういう理由でその布告をするかという点を明示することになっておりますが、それは緊急措置でございます。国会が閉会中の場合でございますけれども、供給が特に不足している生活必需品の配給等の措置、三種類ございすけれども、そういった緊急措置を国会閉会中であれば政令でできるということになっております。

なぜしなかったかということでございますが、そういった措置をとる必要があるというふうな状況では必ずしもなかったということでございます。

それから、法律に基づきます緊急災害対策本部のメンバーでございますけれども、これは、先ほど申し上げましたように総理が本部長になります。メンバーは各省の局長クラスでございます。

一方で、先ほど申し上げました、政府に設置してあります兵庫県南部地震緊急対策本部は、総理大臣を本部長として、全閣僚がメンバーになっております。

そういったことで、この実施に関しまして、政治的な重要事項を早急に決定するというところにつきましては、今申し上げました、政府に設置してあります本部のほうがより適切であろうというふうに考えておるところでございます。

○白沢委員 そういたしますと、緊急災害対策本部というのは、総理大臣が頭ですね。それから非常災害対策本部、これが今、小里本部長ですね。緊急と非常が違いますが、全然どことが違うのかよくわからない。それと緊急対策本部というのは、村山さんがあって閣僚メンバーがあるんですね。そのほかに、また復興対策本部というのがあるんですね。これは村山さんですか。そこにまた今、復興委員会というのをつくりませんか。今度、屋上屋を重ねたような、何が何やらわけのわからぬ、それがどこでどうなっているのか。

そういたしますと、今回のここにもとに戻るのですが、もちろん村山総理は一国の総理大臣としての最高責任者なんですよ。今回の阪神の地震の復興する一番の責任者は小澤国土庁長官ではないんですか。

○村瀬政府委員 先ほど申し上げましたように、災害対策基本法二十四条に基づきます非常災害対策本部、これは本部長は現在小里国務大臣でございます。それから、先ほど申し上げました、政府に設けてあります緊急対策本部、これは法律上のものではございませんが、閣議決定で内閣に設けてあります。これは内閣総理大臣が本部長でございます。それから復興本部は、これから法律案を出しまして、御審議をいただいた上でつくるということでございます。

○白沢委員 僕は頭が悪いからよくわからないのですが、それじゃ今の小里対策本部長はどこにいらっしゃるんですか、場所、設置の場所。

○村瀬政府委員 国土庁内におられます。

○白沢委員 一番初めに私がお伺いしたのは、この災害の主管官は明らかに国土庁にあるんだ。ですから、この辺はよくわからない点なんです。小澤国土庁長官が全責任を負って今復興のために全精力を挙げる、これが一番わかりやすい点なんですよ。けれども、これは内閣のことですか。どうのこうの我々が言う筋合いではないのです。いずれにいたしまして、屋上屋を重ねないように、そして会議、会議ということではなくて、一日も早く復興のために、五千何名、そして今二十数万の方が避難生活をしておられることを考えていただいて、速やかに挙動、実行、有言実行を心からお願いを申し上げたいな、こう思っております。

それと、今恐らく各都道府県にお願いをして、国の防災基本計画、これも国土庁ですね、これをもとにして各都道府県、これは地域防災計画というのがあるところとつくなかった、あいまいだった。あるところもあるけれどもないところもある、市町村に至っては、こういうことですが、それはいつごろまでに大体系定するように御指導を願っておりますのか。

それから、九月一日には「防災の日」があるんですね。毎年国土庁長官がこれを仕切るんですが、頭が実はややもやして私もわからなくなってきたのですが、これはまた小澤国土庁長官が総指揮をとる、こういうことですが、北海道開発庁長官というのは、どこにいったんですか、これは。

○村瀬政府委員 小澤国務大臣は、国土庁長官も現在しておられますので、小里国務大臣との関係で簡単に申し上げますと、要するに、今回の地震の政府部内の調整は小里国務大臣が行われる。それから、先ほど申し上げました、非常災害対策本部の本部本部長もでございます。それから、私も防災局が非常災害本部の事務局をしておりますので、そういう意味では、私も防災局が小里大臣の指揮を受けてやるということでございます。

それから、私がお答えするようなことではございませんけれども、小澤国務大臣は、北海道それから沖縄の長官も兼務をしておられます。

○白沢委員 余りしつこいようで大変申しわけないのですが、そういったこと、今国土庁というのは、消防、警察等々、いわゆる実動部隊は持っている。自治省はそういうものを統括をしている。こういうことなものですから、これは私の私見であります。自治省に防災を含める、こういうことにした方がより行政的に警察ある、消防等々も指揮監督できるということで、私見でありますけれども、そういうふうな方向に統廃合、今政治、行政改革等々いろいろ議論されておりますが、そういうことにしたらどういうことになるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○村瀬政府委員 まず、事実関係でございますが、消防は自治省の中にございます。それから警察は、たまたま今、野坂自治大臣が国家公安委員長も兼務しておられますけれども、警察は自治省とは全く別組織でございます。

それで、自治省は今申し上げましたように消防は所管しておりますが、それは人命救助などの応急対策につきまして専門的な分野を、重要な分野でございますが、所掌しておりますけれども、私も国土庁の防災局は、最初に大臣が申し上げましたように、いろいろな総合調整をやるということでございますので、自治省に消防庁があるからといって、そこでやる方が適当かどうかという点については、いろいろな議論があるかと思っております。

先ほど自治大臣を野坂大臣と申し上げましたが、野中大臣の間違ひでございました。失礼いたしました。

○白沢委員 お役人さんは頭がえらいからあやうおるのしょう。実は、森自民党幹事長さん一月の十四日、石川県で講演されて、「国土庁が地震対策をやっているが、予知の問題を含め運輸省、気象庁と綱張り争いがある」と指摘された。これは日経新聞にも書いてありますが、その次に森幹事長は、綱張り意識を捨てることができないなら、国土庁、北海道開発庁を一緒にして建設省にまとめたらい、こう思っております。こういう発言もあることをひとつ御参考に願えればありがたい。

それから、今実際被害総額は、民間でいろいろなことが出ておりますが、どのくらいになっておるのかというところ、これは国から一度も発表されたのを私は、僕の勉強不足かもしれませんが、一体全体どのくらいの今現在の被害額であると把握をされておるのですか。

○村瀬政府委員 被害総額につきましては、今般国土庁におきまして現時点までに把握されました被害状況をもとに取り急ぎまとめた数字でございますが、総額九兆六千億というところでございます。

今申し上げました九兆六千億という数字でございますけれども、概算額でございます。今後被害の詳細が判明するに伴って、額の変動があり得るということでございます。

○白沢委員 時間ですから最後でございますが、同僚の高市先生から、きのう、おとついだかお話があったと思いますが、予算委員会でも草川委員が、夜間あるいは土曜日、日曜日に国土庁へ電話をする

も、私も国土庁の防災局は、最初に大臣が申し上げましたように、いろいろな総合調整をやるということでございますので、自治省に消防庁があるからといって、そこでやる方が適当かどうかという点については、いろいろな議論があるかと思っております。

先ほど自治大臣を野坂大臣と申し上げましたが、野中大臣の間違ひでございました。失礼いたしました。

○白沢委員 お役人さんは頭がえらいからあやうおるのしょう。実は、森自民党幹事長さん一月の十四日、石川県で講演されて、「国土庁が地震対策をやっているが、予知の問題を含め運輸省、気象庁と綱張り争いがある」と指摘された。これは日経新聞にも書いてありますが、その次に森幹事長は、綱張り意識を捨てることができないなら、国土庁、北海道開発庁を一緒にして建設省にまとめたらい、こう思っております。こういう発言もあることをひとつ御参考に願えればありがたい。

それから、今実際被害総額は、民間でいろいろなことが出ておりますが、どのくらいになっておるのかというところ、これは国から一度も発表されたのを私は、僕の勉強不足かもしれませんが、一体全体どのくらいの今現在の被害額であると把握をされておるのですか。

○村瀬政府委員 被害総額につきましては、今般国土庁におきまして現時点までに把握されました被害状況をもとに取り急ぎまとめた数字でございますが、総額九兆六千億というところでございます。

とタイプでしか答えない、だから一般の人がどこで何があるか全然通じなくなっていることを指摘されたことは、御案内だろうと思います。それからうちの同僚の高市議員が、二月十二日の日曜日に時間を変えて、これはそれから十日日後ですね、国土庁に三回電話をした、こういうことであります。三五九三三三三三、僕もこれは確認したのですが、国土庁の電話、間違いありません。タイプは案内すらセットされていず、全然応答がなかった。

三陸はるか沖地震から一カ月以上もたつて、草川委員がやってから、一月三十一日から二月十二日まで十日後に、そのときには善処します、そういうふうになりますと、先ほど長官もそういうことで民間どうのこうのと言ったのですが、十日後になつてもこれじゃ、なっていないということ、熱意がどこにあるのか、どうなっているのかという、我々は質問をしたくなりますよ、これは、やっているのか、どうなっているのかということです。

○村瀬政府委員 一月三十一日のときに、草川先生の御質問に対して小澤国土庁長官がお答えになりましたのは、先ほど申しました、現在非常呼集装置を作動させる、二名おると申し上げましたが、それだけではやはり不十分だろうということで、職員を当直をさせる、それで直ちにフックス等が入りました場合に必要情報収集をするための職員を宿直させる、ということをお願いしたわけでございます。

それが、そのときの私どものあれとしては、電話もつながるようになるといふことまで含んでおらなかったわけですが、それもいろいろ議論をする中で、国土庁の代表にかけた場合に電話がつかないままです、どうしようということ、それは今晩、工事が間に合えば今晩ぐらいから……

○白沢委員 声をでかくせざるを得ないですよ、そんなこと言ったら、そんな答弁じゃ。タイプならするようにします、電話は通じないで今晩だ

かあしたからとかという、今の……

○村瀬政府委員 それで、タイプの方は実施を実はその直後からしておいたのですが、実施しておいたというのは、タイプで防災局は何番ですというところはやっておいたのですが、たまたま高市先生がお電話されたときに二、三時間故障しておったようございまして、それは実施はしておりました。それで、タイプは実施をいたしておりましたが、たまたま故障しておいた。たまたま不十分だということで、代表にかけますと当直をしておりますところの自動的に電話が回るようなことをいたします。

○白沢委員 実はそれで僕、きのうの三時かな、トイレに起きたものですから、試しに電話をしてみようかなと思つたのですが、しなくてよかったなと思つていました。したら恐らく出ないようになっていゝらう、そういう——まあそれはいいです。

それで、もう時間でもめるといふことですから、いろいろな問題が今出てきておりますし、それから一番の問題は、私はもちろん国土庁、建設省、それから両大臣をどうのこうの言う、こういう気持ちにはございせんが、ただ、一つは、政治責任というものは、我々も含めて政治家というものは国民から選ばれている、そして国政に参加をされている。しかも、大臣は日本の財産とどういふ命を守るための最高責任者である、こういうことですから、しかも前代未曽有の五千三百名たる人がお亡くなりになつて、今現在二十数万人の人が避難生活をしておる。

こういう事態を考えると、私は、政治家野坂建設大臣、そして政治家小澤国土庁長官であるなら、ここで素直に国民の皆さん方に、私も一生懸命やつたかも知れぬけれども手落ちがあつたかも知れぬ、そういうことで国民に素直な気持ちでやはり意思表明をする、それが大臣としての責任ではないかと私は思つておりますが、両大臣におかれては今の心境を正直にお話しを願えればありがたい。

以上、それをお聞きして質問を終わります。

○野坂国務大臣 お話のとおり、五千三百数十名にわたるといふ人命を失つた、負傷者も二万数千もある、こういう大災害を起こした、起きた。したがって、お話がありましたように、責任は痛感しております。

しかし、我々としては、その責任の上に立つて、我々の使命である救助あるいは救援、復旧、復興、そういう点については悲嘆されることのないように全力を挙げて取り組んで、少しでも被災者の皆さんに御理解を賜るよう、最大限の努力をしてみたいと考えております。

○小澤国務大臣 先生御指摘のとおりであります。

今回の地震では極めて甚大な被害が発生をいたしました。私はこれを厳しく、重く受けとめ、この経験を貴重な教訓といたしまして、初期期における被害規模の早期把握手法の確立、官邸の情報連絡体制の確立等に全力を挙げてまいらる決意であります。

○白沢委員 どうもありがとうございます。言葉が悪くて、東北弁ですから、お聞き願えないところがあったかも知れませんが、お許しを願いたい。

○遠藤委員長 次に、広野ただし君。

○広野委員 新進党の広野ただしでございます。時間の関係で、建設大臣は予算委員会にお出かけのようですから、建設省関係の質問は次官なり事務当局に聞かせていただきますので、どうぞ予算委員会にお出かけたいたしたいと思います。

ただいまありました阪神大震災の大災害、それに伴います被災者の方々の惨状を思ひますと、まさに毎日心が痛むような思いでございます。それに對して、やはりきちんとした対策をとっていかねければならぬし、反省すべき点は直ちに直していただかなければならぬ、このように考えるわけでございます。先ほど同僚の白沢三郎先生からもありました、国土庁の防災体制についてお聞きをしたいと思ひます。

まず、卑近な例からいまして、大臣も、あるいは防災局長初め職員の方々、不眠不休でやっておられると思ひますけれども、いづれにしまして、もうとうとう災害が襲ってくるかわからない、そういうときの体制からいって、私は、これは携帯電話を全職員に持つてもらわなければならない、こう思つております。まず、大臣はお持ちですか。また防災局長の三十数名の皆さん全部お持ちかどうか、お知らせいただきたいと思ひます。

○小澤国務大臣 私は持つておりません。

○村瀬政府委員 携帯電話もかなりの台数は用意いたしております、例えば現地の視察に行くようなときには持つてまいっております。

それから、携帯電話は全員が常に持ち歩くといふことではございせんが、ポケットベルにつきましては全員が持つております。

○小澤国務大臣 私は持つておりませんが、秘書官、事務、政策、二人とも持つております。車にも電話がついております。

○広野委員 やはり防災意識からいまして、いかなるときに大災害が起こるかわからない。その意味では、大変御苦労なことでございけれども、二十四時間体制で大臣はお持ちいただきたい、あるいは秘書官との連絡はホットラインでつながるようにしていただきたい。これはもう防災局長をして全職員、防災局の人たちはそういう意識がないと、これはとても防災に備えることはできない。ポケットベルでは無理だと思ふんですね。直ちに言葉が伝わってくる、そしてそれに対して指揮をして、こうしろというように大臣がされないと、いかに官僚組織でも、動くにも動けないといふのが今度の事例だと思ふんですね。

アメリカ大統領は、御承知のようにこれは防衛の問題ですけれども、エアフォース一、飛行機に乗るときでも、あるいはあらゆるときにちゃんとバッグを持つて、あらゆるときにこたえられるように、そういう意識で国家管理、危機管理というものをやっているわけですね。そういうことに對して余りにも、先ほどの答へもありました、い

まだに二十四時間体制のものは十分になされてない。そういう余りにも、何というかたるみ切った国土庁の防災体制、どういうことなのか、もう一度大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○小澤国務大臣 いろいろ反省すべき点もありますので重く受けとめ、反省すべき点は反省をし、ただいまプロジェクトチームにおきましても検討をいたし、早期に次の災害に備えるために検討をいたしておるところであります。

○広野委員 そして、先ほどもお答えがありました、十七日六時八分ですか、フックスが入った、そして警備会社から連絡が行われた。それで国土庁の防災局の人たちは、まず七時に何人出てこられたのか、八時に何人出てきたのか、九時に何人出てきたのか、お答えいただきたいと思ひます。

○村瀬政府委員 七時には十七人が出てきております。それから八時には全員、研修員等も含めまして四十三名でございますが、全員が登庁しておるところでございます。

○広野委員 そして、この初動態勢の問題なんです、大臣にはどういふ連絡体制になっておるのか。その防災業務計画というんですかマニュアル、簡単に言えばマニュアルだと思ひますが、例えば第一報が入る、その後第二報が三十分後ぐらいに入る、その次にまた三十分後に入る、そういうふうな随時入ってくるような形になっていまして、例えば最初地震が起ったということが来まして、大体普通対応されるのは、もう少し情報を集める、どういう被害状況だ、こういう話になると思ひます。ですから、じゃその次に、二十分後にやはり今調べ中ですがこういうことですよというふうなことが入ってくる、それは正確性よりもまず迅速性だと思ひます。そのときに、少し正確な情報かもしれないけれども入ってくる、それをまた後で訂正していけばいいわけですからね。そして、そういうものを受けとめて大臣は総理に連絡をされる、大きなものであれば直ちに情報を入れられるというのが大臣のあ

るべき姿だろうと思ひます。

○小澤国務大臣 私は当日朝に、大体六時ごろ起床いたしますので、まずニュースを見ます。地震のあったことはニュースで聞きました。六時十五分ごろ秘書官から電話が入り、五時四十六分ごろ地震のあった報告がございました。そこで、私は、被害状況を適切に報告をしていただきたい、そしてまた国土庁に對しましては適切な対応を行うように指示をしたところであります。そしてまた状況によつては非常災害対策本部の可否も命じるところであります。

そして、七時半ごろまた電話がありまして、いよいよ災害も甚大な様相を呈してきておるので、非常災害対策本部を設置した方がよろしいという連絡が来しましたから、直ちに官邸ともよく相談をしてつくりなさいということを示し、七時五十分ごろうちを出て、当日の閣僚懇談会に、九時二十分からはありましたので、それに臨み、その道中におきましては、秘書官を通じて適宜情報の交換をさせたところであります。九時二十分に官房長に、ひとつ大変な事態ですから非常災害対策本部をつくっていただきたい、こういうことをお願いをして、十時の閣議でこれを決定させていただきまして次に臨んだ、こういうことでございます。

○広野委員 それでも、災害が起つてから四時間たつて対策本部ということになっているわけですね。その間にどれだけの人命が失われているかわからない。また、財産が、家屋が失われているから、まさに初動態勢というものはいかに大事なことだと思ひます。

それで一つ確認をしておきたいんですが、気象業務法、気象庁からフックスが入りますね、先ほど入るようになっていまして、ところが、それは機械的には入るんだけど、警察庁ですとか消防

防庁に對してはフックスが届いたかどうかということを確認する義務が気象庁に課せられているんです。ところが、国土庁はそういう義務が課せられていないというふうに言われていますが、これはいかがですか、防災局長。

○村瀬政府委員 お尋ねの趣旨は、気象庁が確認する義務があるかどうかということでございますが、ちよつと私、承知しておりません。申しわけありません。

○広野委員 これはぜひ、全部機械に頼つてはいけません。もうそれが途中でフックスが壊れている場合だつてあるわけですから、大混乱に陥るわけですから。それで、フックスが届いたかどうかというところを、防災官庁、責任官庁たる国土庁にはただ送りつ放しでその確認をする義務が気象庁にはかけられていない、こういうことのようなんで、ならばそれを改めなければいけないということだと思ひます。

それと、私は、情報の連絡体制というものが非常に大切であります。先ほど警備会社から云々ということもありますが、しかし、私は警備会社は必ずしもだめだと思ひます。民間会社だつて大変なものです。その契約に基づいて今の警備会社はもう全部民間会社をやっているわけですよ。場合によつては官よりも全然いい、民間の方がいいんですよ。今のような状態だったら、官よりも民がいいくらいだ、本当に。そういう状況で、例えば今は情報ルートはどうなっているか。消防庁あるいは警察庁、こういうところでお聞きします。あるいは自治体ということになります。だけれども、じゃ例えばマスコミとの連絡はどうすればいいんですか。マスコミの方がどんどんやっているわけでしょう、テレビ。あるいは電力会社だつて大変なものです。いつもこれは台風ですとか地震に對して、電力会社はネットワークを持っている。そしてまたNTTだつてそうですよ。民をばかにしちゃいけないと思ひます。すべてのルートが官ばかりだとい

うことではなくて、防災の最前線にいる国土庁は、あらゆる情報ネットワークを駆使して初動の情報をとれるようにやるべきだと思ひますが、大臣、いかがですか。大臣にお聞きしているのです。

○小澤国務大臣 先生御指摘のように、情報は警察、消防からも参りますし、気象庁からはフックスで入ります。そのほか、民間等々についてはこれからそのようにしたいと思つておりますので、検討段階で申しわけありませんが、これからそのようにしてまいりたい、かように考えます。

○広野委員 今、情報ということではやはり民間の力というのはすごいです。しかもそういうネットワークを持っている民間企業はいっぱいあるわけですよ。テレビでも見られたように、もうマスコミは各社がヘリコプターでやっているわけでしょう。ですから、そういう情報が全部官だけに頼つておつては得られないのです。国のあらゆるネットワークを掌握して、そして初動態勢を打つというくらい意気込みがなかったら、なかなかこういう事態に對応できないのではないかと。もちろん、民間にばかり依存してはいざというときにはだめでしょう。ですから、それは最後の情報ルートとして、消防庁そして警察をしてさらに自衛隊、こういうところとの連絡を持っていな

きやいけないのはもちろんではありますけれども、民間に對してもそういう視野を広げておいていただきたい、こういうふうに思ひます。

ところで、その官の方の情報ルートにおいても非常に問題がある、このように思ひます。消防庁との関係でも、これは自治消防ですから市町村の段階で情報がまず入るでしょう。それを県に持つていく、そしてまた自治省なりに入る、それから国土庁に入ってくるわけでしょう。しかも、それぞれの省庁の中でまず入ってくるのは係長だとか課長だ。それで局長に上がってくる、そして大臣に上がるまではまた時間がかかる。こういうことをやっている、それぞれの部門で全部そんなルートがあるわけですよ。

私たち子供の時代に、伝言遊びというのですか
伝達遊びというのがありました。何人もの間に届
けていく。「竹やぶ焼けた」というのを例えばや
るでしょう。こっちに最後に伝わってくるのは
「家が焼けた」とか「人が死んだ」とか、こうや
って変わってくるわけです。そういう意味では、情
報というものは極めて正確にずっと伝わる。その
間にまた災害が起こっているから情報が切れてい
るわけですね。だから、そういうことでは、も
う単純に連絡体制だ、こう言ってもそれはなかな
か正確な情報が上がってこない。それが今回のこ
の何時間かというところになっていくんだらう、こ
う思うわけですね。ですから、よくその点を考え
ていただいてこれからの体制づくり役立てても
らいたい、このように思います。

それで、先ほどの情報わかりましたか。

○村瀬政府委員 義務はないようでございます
が、ただ、相互に情報が届いたかどうかを事実上
は必ず確認をしておりますので、届かなかったと
いうことはまず事実上はございませんが、法律上
の義務として気象庁に課せられているということ
ではないようでございます。

○広野委員 ですから、その点を改善してもらい
たいと思うのですよ。真夜中にファクス、先ほど
電話が壊れていたとおっしゃったじゃないです
か、そういう事態だつてあるわけです。ファクス
だつて壊れている場合があるわけですよ。そうし
たら、気象庁は連絡をしたと思ってでも国土庁に届
かない、そういう事態が起こるわけですから、そ
の点をきちんとやっていただきたい。こういう要
望ですから、よろしくお願いをしたいと思いま
す。

ところで、先ほど同僚の白沢さんから話があり
ましたが、国土庁長官と小里担当相との間の事務
所掌の重複あるいは分担、こういうことについて
お聞きをしたいと思います。

小里大臣に対する命令は、人事異動ということ
で内閣で命令が出ている。このことだけなんです
ね。「兵庫県南部地震対策を政府一体となって推

進するため行政各部の所管する事務の調整を担
当」させる。小里大臣に対してはですね。それ
で、小澤大臣も国土庁長官として国土庁を見てお
られるわけですね。これは事実ですね。そうしま
す、例えば防災局の現在の予算を使うときに、ど
ちらに命令権限があるのですか。

○小澤国務大臣 まず、私と小里大臣との関係を
申し上げたいと思います。

一月の二十日に辞令をいただきまして、小里担
当大臣が決まり、私は国土庁長官、そして北海
道、沖縄開発庁を拝命させていただきました。分
担は、今回の兵庫南部地震、これについてののみは
小里大臣が専任大臣でこれを行う。そのほかの例
えば九州の雲仙・普賢岳、そして北海道、三陸は
るか沖、こういった点については私が所管をいた
します。

予算の今の関係は、国土庁長官の所管と思いま
す。ただし、小里大臣が物事を今の地震でやる場
合、全面的にバックアップをしてみたいのが私で
あり、私の務めであらうと思っております。一生懸
命バックアップをしてみたいと思っております。と
いうことは、小里大臣からいろいろ要求が出ま
す。これについては、私はもう何が何でもひとつ
どんどんお困りの市民の方に即応してやりなさ
い、これも職員にも言っているところでありま
すから、そのように御理解をいただきたいと思いま
す。

○広野委員 それでは、先ほど言っていた携帯電
話を防災局の全職員に持たせるとか、そういうこ
とは小澤大臣の権限でできるわけですね。早速
にやっていただきたいと思えます。

それともう一つ、来年度予算の防災局関係の予
算、十三、四億四千万ありますね。これ、ある意味で
は机上プラン的なものが非常に多い。しかし私
は、防災の都市づくりとかいろいろなことを考え
た場合、もっとも国土庁の防災関係の予算とい
うものは必要だというふうには思っております
が、ただ、何せ阪神大震災だということで、今悲
惨な状況の人たちがいっぱいおられるわけだ

ね。そういうときに、その一部を節約をして、そ
れを組み替えて調整財源等に充当をする、こうい
うことができないですか。そういうことについ
て、大臣のお考えはどうでしょうか。

○小澤国務大臣 組み替えは無理であらうと思
います。補正において、先生御指摘の点も、我々も
同感でありますので、補正で行ってまいりたい、
かように考えます。

○広野委員 これは本当に、今被災者の人た
ちが、復興のために、補正はもとより、この新年
度の四月一日からすぐにも復興予算を使わせて
もらいたい、そういう気持ちでいるわけですね。
そうすることが地元の人たちにも大変な
励みになる。そういう意味では、もう新年度予
算もちゃんとそういう復興のために使えるよう
に、調整財源、まあ国土庁はいつも調整官庁で
すから、調整財源として持つておくべきじゃない
ですか、いかがですか。

○小澤国務大臣 気持ちには先生と同じであり
ますが、御理解いただきたいと思えます。

○広野委員 それでは、時間の点もございま
すので、建設省の方の質問にさせていただきます
と思います。

今度の行政改革は、非常に村山政権にとつても
大事なことであるということ、私も予算委員会
でも質疑をさせていただきました。その中で、建
設省関係の住都公団、住宅・都市整備公団、この
点につきましては、ちょうど昨年の暮れに家賃の
値上げということを大臣承認をし、この四月一日
からそれが実施に移る、こういうことでありま
す。

これはまさに公共料金の値上げということに
なっているわけですが、そういう中で行政改
革、特殊法人の見直しというのを徹底的にや
った、こういうことでありますが、時に住都公団に
おいては、民間でできる分譲住宅は撤退をする、
そういう事業は撤退をする。また、工業用地の
開発から、これはほかの公団がやっていますか
ら、これからは撤退をする。そしてまた、公団が

出資しているいわゆるファミリー、このファミ
リー会社の株式の売却をやっていく。あるいは、
ファミリー企業との契約については、競争性の向
上を図るといような業務の徹底的な見直しをす
る、こういうことを言っておられます。これに
よって、どれくらい削減効果が出るのか、
また、人員等で削減効果があるのかどうか、政
務次官からお答えいただきたいと思えます。

○築瀬政府委員 お答えをさせていただきます。
今委員おっしゃられたとおり、住都公団の業務
の見直し等については、かなり徹底した見直しを
させていただいたつもりでございます。これによ
りまして、賃貸住宅の家賃等に関連いたしました
は、定期借地権制度など地価負担の少ない方式を
活用したり等のことで、家賃に軽減していろいろ
な影響が出てまいっていると思えます。また、賃貸
事業についての経理を明確化する、あるいは的確
な経営状況の把握と長期的見通しに立った経営の
確保を図る等によりまして、適切で透明性の高い
賃貸住宅経営が行われるようになるだろうとい
ふような状況があるわけでございます。

いずれにいたしましても、どれくらい削減
効果があるかというふうな具体的なものにつ
いては、今後、今回の見直しの状況を真摯にまた積
極的に推進させていただくことによって、具体的
な削減効果を出すよう全力を挙げて努力をしてい
きたいと考えております。

○広野委員 築瀬次官は特にさきがけの幹部で
いらっしゃるから、さきがけでは特にこういう
行政改革、特殊法人関係の改革に非常に力を入
れておられた、こういうふうな思っています。特に、こ
の業務の縮小、見直しというふうなことをやるこ
とによって、やはり公共料金、家賃の値上げの圧
縮あるいは抑制ということにつながると思いま
す。ですから、これはやはり徹底的に、政治家
築瀬さんとしてぜひやっていただきたい、こうい
うふうに思いますが、いかがですか。

○築瀬政府委員 政治家築瀬進として答えろとい
うふうなお話でございますが、それ以前に、私は

今、現職建設政務次官というふうな立場も持っておるわけでございまして、大臣を補佐しながら建設省の施策のために全力を挙げなければならぬという立場でございまして。そういう中で、今委員のおっしゃられた趣味を精いっぱい受けとめさせていただきまして、努力をさせていただきたいと思っております。

○広野委員 二月九日の朝日新聞のトップに特殊法人ファミリ、特殊法人の子会社、孫会社の問題が出ております。その中で、住都公団は四千九百名の人間がいるわけですね。ところが、その子会社、孫会社というところが五公益法人と二十二の株式会社がある。これは住宅管理協会ですとか日本総合住宅生活というのですか、そういうようなところ、多々あるわけですね。その全体の職員数を足すと、住都公団の人数よりも多く八千人だということなんですね。これは、御承知のように、昭和五十四年の閣議了解で特殊法人関係の職員数においても抑制ということになっているわけですが、特殊法人まではいけれども、じゃその子会社、孫会社の方をふやして、しり抜けのようになつてしまふわけですね。

住都公団の今度の見直しの中に入っている子会社等の株を売却をしていく、場合によってはこの点のように改善をしようとしておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○小川(忠男)政府委員 お答えさせていただきます。

今御指摘になりましたように、住宅・都市整備公団のいわゆる子会社、これは合計で二十三ございまして、人員的に申し上げますと、今もお話出ましたが、日本総合住宅生活、JISと呼んでおりますが、公団の賃貸住宅の管理業務を下請しているというふうな会社が人数的には圧倒的に多いわけでございます。これは、勢い手間暇がかかるというふうな業務でございまして、その点は御容赦いただきたいと思ひます。ただ、住生活につきましては、民間と競合するような業務を受託しているというふうなケースも間々ございました。

この点につきましては、JISから今回の行革の一環といたしまして撤退をする、民間ができるものについては民間にお任せするというふうなことで、業務の縮小を徹底したいと思ひます。

また、その他の会社、子会社でございまして、この大多數は、例えば大規模な開発を行った場合に、しばらくの間は生活利便施設の提供、これは人数が、居住者も少ないわけでございますので、しばらくはやはり突っかかり様をする必要がございます。こういうふうなことから、公共団体と御相談をして、公共団体あるいは公団が出資をしてサービス会社を経営するというふうなものが圧倒的に多いわけでございます。これも、やはり時間がかたてば町として成熟してくるわけでございますから、所期の目的を達成できたというふうな段階になった場合には、公団としては株を放出するといひますか処分をして、完全な形での民営化を行うというふうな方向を今回の行政改革で打ち出ささせていただきます。

多少それぞれ時間はかかるかもしれませんが、逐次完全民営化をさせていただきます、このように考えております。

○広野委員 時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。

○遠藤委員 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 私また、阪神大震災の問題を初め提案させていただきます。御質問させていただきますが、ただ、それぞれ質疑の中で既にもう相当尽くされた点あるいは指摘をされた点がございまして、重複する点などが多々あるかと思ひますが、お許しをいただきたいと思ひます。

そういうわけで、主として私は、この震災対策などについて取り組む基本姿勢といひますか、あるいは取り組み姿勢をなぜこうなってきたのかという点などを中心にお尋ねをしてみたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

日本の公共建築物につきましては、ロス地震のときもそうですが、日本の建築物は大丈夫だ、こ

ういうような安全神話がずっとあったわけでありまして、今回こういう事態になった。そして、その原因は予測を上回る大きな地震であった、関東大震災の二倍程度の揺れがあったから仕方がないのだというふうな論理だとか、今耐震基準の見直しなんかも、建設省の方も先日の答弁では検討結果を見て耐震基準を再検討するのだ、こういう答弁をされているのですが、私は、一月のずっと経過を見てみますと、何となくやはり日本の耐震基準は大丈夫なんだ、日本の公共建築物は大丈夫なんだ、だけれども予測を上回る結果が出たからこれは仕方がないのだという論理がちよっと先にあって、それからここで耐震基準を見直さなければならぬのだ、こういう論理展開になっているのではないかと、こういうふうに思ふわけでありま

私はその前に、やはり日本の公共建築物は大丈夫だというふうな神話というふうなものがやはりあった、その姿勢ですね、そういう何か姿勢の甘さみたいなものをやはり絶えず総括しながら、耐震基準の見直しというふうなことに取り組んでいく必要があるのではないかと、そういう点に反省をしながら新しい町づくりを進める必要があるのではないかと、これは危機管理の問題も相通する問題があるわけでありまして、そういうふうな思ふわけですが、まず建設省の方の考え方を尋ねをしたいと思ひます。

○藤川政府委員 今回の阪神大震災で、特に道路の高架橋等が大きな被災を受けたところでございまして。倒壊する、あるいは橋脚が破壊する、落橋する、大規模な被災を受けたところでございまして、私も私も、正直言つてかなりショックを受けていると申します。このことを大変重く受けとめているところでございまして。

そういうことで、私も私も、なぜこのような被災をこうむったのかというふうなところをやはり徹底的に究明したいというふうな考えをい

で損壊なり崩壊に至つたのか、その辺をやはり明らかにして、それをこれから耐震設計に生かしたい。特に、やはり安全性というのは、どうしても我々が建設しております公共施設にはもう一番強く求められるところだというふうな考えをい

ところから耐震設計のあり方というのをやはり徹底的に整理して、これからの建設に生かしていきたいというふうな考えをい

○堀込委員 そこで、いわゆる手抜きといひますか、欠陥工事といひますか、今度の震災以来ずつと報道機関にこの問題が毎日のように報道されたわけでありまして。建設省関係だけじゃなくて、特に運輸省の新幹線なんかは、橋脚とばかりの切

とか、あるいは橋脚が落下をするとか、木片やれんががコンクリートの中に混入していたとか、あるいは鉄筋溶接が悪かったとか、鉄筋の量が足りないとか、あるいはまたコンクリート品質の問題だとか、いろいろな点が毎日のように報道されて

まして、いわばこういう報道が続きますと、日本の公共工事というのは手抜き、欠陥工事というものは日常茶飯事に行われていることで、現にある建築物もそういうものが多いのではないかと、いう風潮がややもすれば国民の中に持たれるというふうな、そういう感じさえ受けるわけでございます。

そういう意味では、やはりこういう工事などについて公正な調査究明が行われなければならないということは当然でございますが、そのあたりはどのように意を注いでいひますか、とりわけ注意を払いながら、今申し上げましたような国民の不信をなくすために、やはり注意を払いながらどのように進められるのかという点についてはいかがでしようか。

○藤川政府委員 今お話がございましたように、今回の地震で阪神高速の高架橋等が倒壊したわけ

制限を行うことはやむを得ないというふうに考えますが、こうした制限は、地域の実情を十分勘案

しながら、将来の事業の円滑な施行の確保に必要な限度において行っていく必要があると考えております。

ちなみに、現在神戸市等におきまして、建築基準法第八十四条に基づきまして都市開発事業等を予定する区域について一定の建築制限を行っているところでございますが、これらの措置におきましては、木造、鉄骨造等の二階建ての建築物は建築が可能となっております。事業の円滑な実施と、被災地の方々の生活や営業の確保との調和を図られているところでございます。

さらに、関係地方公共団体におきましては、事業の実施に向けて準備が進められてございますが、建設省といたしまして、市街地の整備のための種地の先行取得に対する低利融資、また面整備事業への助成の拡充など、財政措置の改善を含めて、こうした取り組みに対して万全の支援をしていきたいというふうに考えております。

○堀込委員 また、これは新しい法律も提案をされるのでありましょうから、議論を深めていく必要があるだろうというふうに思います。

電線共同溝で一点だけ質問をさせていただきますが、費用負担の問題であります。国と地方が半分ずつ、そしておよそ全体の五分の一を占用する事業者が負担をする、こういうことになっているわけでありまして、ほとんどこれは電力会社が占用者の大部分だろうというふうな説明も受けているわけでありまして、中にはやはり非常に財政基盤の弱い中小事業者もあるだろうというふうに思うわけでございます。CATVとかいろいろあるのですが、こういう事業者にとって無理のないといえますか、現場でよく話し合いをされて、それらの事業者も参加できるといふような方策がやはり必要なのではないかというふうに思うのですが、その点いかがですか。

○藤川政府委員 電線共同溝の整備に對します建設負担金でございますが、電力とか通信事業者とか、電線の需要者に対して、仮に単独で電線等を地中化したときにそれぞれの事業者が必要と

なる建設費があるわけでございますが、その建設費を一応想定をいたしまして、それを上回らないような範囲で建設費を負担していただくというふうに考えているところでございます。

それで、今もお話ございましたが、いわゆる電力とか通信事業者の建設費の負担というのは、共同溝の全体の建設費の大体五分の一ぐらいだろうというふうに想定しているところでございまして、これまでキャブというのでやっていたのですが、これと比べてかなり、キャブのときに電線の需要者が負担しておりました費用の、今度電線共同溝ですと大体五分の一ぐらいに軽減されるというふうに考えております。そういう意味で、できるだけ全体の建設費を小さくすることに、電力事業者の負担も低くしたい、そういう努力をしたいということが一つございます。

それと、今お話ございましたCATV等の通信事業者、恐らく中小の事業者でございますが、そういう方々が入ってくるケースも想定されるわけでございますが、そういう方々に対しては、基本的には電柱という形で建柱したときに必要となる建設費、それを上回らないようにというものが基本になろうかと思っております。CATV等やはり中小の事業者が多いと思いますが、そういう方々の過度な負担にならないように、そういう配慮はできるだけやってまいりたいというふうに考えております。

○堀込委員 続いて都心居住、大都市地域における住宅の促進の関連について質問させていただきますが、先日来御質問ございました、都心の通勤者が非常に通勤時間が長いとか、土地、家賃が高騰して快適な住生活を送れない、そういうことに対しては、何とか快適な都心居住を進めようという趣旨はよく理解できるわけでありまして、

そのために、計画の体系の問題、それから事業手法だとか、今までの規制を少し洗い直そう、こういうことだろうというふうに思うのですが、何といえますか、先日も玄葉先生ですか、やはり地方分権とちよっと反するのではないかという御質

間がございました。私は、そういうこともそうですが、何となくそういう問題が起きたから対応するという手法といいますか、そんなような考え方があってはならないのではないかと。やはりこの国の町づくりといえますか、国づくりというのは、そもそも計画のあり方自体に相当問題があったのではないかと。だから、今や多極分散型国家をつくらうとか、いろいろなことになっているわけでありまして、私は、この法律はそれで結構でございますし、大いにやってもらわなければならぬというふうに思うわけでありまして、一極集中を排しながら、何か国家目標みたいな戦略みたいなものがあつて、その中にきちんと位置づけられるべきではないか、このように思うわけでありまして、

何か最近では外交問題でも、日米とかアジアとか、APECだとかOECDだとか、いろいろなことで、国家の顔が見えないのではないかと。いろいろな批判も外国のジャーナリズムからいただいているところもございまして、私はそういう意味で、何かきちんとした顔が見えない中であつても、何が位置づけられていくべきではないかという気がするわけですが、

先ほど政治家の進退というお話がございましたが、そういう意味で、この国の政治を変えようというところで、自民党の時代から政治改革に非常に熱心に取り組んでいただいた篠瀬政務次官に、責任ある建設行政の立場に立たれて、その辺の考え方をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○篠瀬政府委員 堀込委員も今おっしゃられたとおり、この国の政治を新しいものに改革をしていくというところで大変御努力があった。ある意味では心を合わせて行動をしたこともございまして、そういう見地からどうのようなお答えをしたらいいのか、大変悩むところであります。昨年の十月にメルボルンというところでOECD主催の世界都市会議というふうなものがございました。聞きましますと、世界の人口のうち七〇％が今都市に集中

都市に人口が集中をしていくということ、いろいろな要因があると思いますが、やはり都市には都市の大変なすばらしい魅力がある、これは否定することができないだろう。でありますから、結論といたしましては、都市のよさと、そしてもう一つ、都市以外の、例えば田園という言葉で表現をしたらいいのかわかりませんが、結局はやはり国土全体の均衡ある発展、バランスというふうなものを考えて、都市のよさは都市のよさ、そして田園のよさは田園のよさ、その双方がバランスがとれた形で発展をしていくということがやはり一番いいのではないかなというものが、どうもメルボルンの世界都市会議の一つの結論であつたように記憶をいたしております。

委員御案内のとおり、多極分散型国土形成促進法という法律がございまして、しかし、その法律の目的を讀ませていただきますと、「地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し」と、既に多極分散型の国土をつくる際も、地方の振興開発、そしてそれと同時に大都市地域の秩序ある整備、この二つが冒頭に目的として掲げられておるわけでありまして、言うならば今回の都心居住、建設省はこれを一生懸命やろうといたしておるわけでありまして、これも大都市地域内の居住機能の再配置あるいは居住環境の改善ということ、言うならば大都市における居住機能の面に光を当てて施策を充実をさせていくということでございます。それ以外の、例えば大都市圏の業務機能を拡大させていく、その結果、業務に引つ張られて地方からより以上の吸引力を大都市にもたらすという部分については、焦点は実は当てられておらないわけでありまして、

あくまで大都市地域に居住する人々の住生活の改善を図る、そういうふうなことでございまして、基本的な今回の建設省の都心居住の政策も、地方の振興開発、そしてそれとバランスをとる形で大都市の整備、その双方を配慮した法であるというふうに御理解をいただければありがたいと思ひます。

○堀込委員 後段の方はよくわかりました。前段の方に続きまして、ぜひひとつそういう情熱でこれからまた建設行政、頑張ってください。

そこでもう一つだけ、今都心居住の話が出たのですが、いわば東京、大阪、名古屋だけではなくて、やはり地方都市もいろいろの問題を抱えているという点は、ぜひ意を注いでいただきたい。

私、実は選挙制度をやったのですが、三百の小選挙区、割ると、県庁所在地に人口が集中している、なかなか区割りができなくて、将来これは幾つもまた分割しなきゃならぬという現象が、現に各県で一極集中が県庁所在地を中心に起こっている。この地区の生活というのは、やはり住民は郊外へ出ていって、しかも道路は狭くて、地下鉄なんか余りありませんから、通勤者は一時間以上やはり通勤しているという実態があるんですね。

それからもう一つは、五万、十万都市では、やはりスーパーも電気屋さんも家具屋さんもパチンコ屋さんも、みんな郊外で、伝統的な駅前商店街が衰退しちゃって、しかも住民もいなくなつて、中心部にある小学校や中学校はもう児童数が少なくなつて外へ移転する、こういう現象が全国的に起きているわけでありまして、やはり都心の問題とあわせて、そういう問題についても意を注いでこれからの建設行政をやっていたきたい、このように思います。

時間が来ましたので終わりますが、ぜひ答弁がありましたらお願いします。

○築瀬政府委員 お答えをさせていただきます。たしか委員のお父様も上田の市長様の経験があるというところで、言うなれば地方の巨大大都市というふうなものがある、そしてその周辺に地方の中小都市というものがある、その中小都市の抱えている悩みというものを、恐らく大変情熱を持ってお取り組みになっているのではないかなと思っております。

まさに、中心商業業務地域の活力が低下していくというところは、これは日本全国、地方の中小都市の共通した悩みであるというところは、これはア

ンケート調査でも出ておるわけでありまして。その原因をいろいろと分析をすると、多岐にわたるだろうと思いますが、少なくともモータリゼーションの時代に道路が狭く、駐車場の不足をしている、その辺から大変な立ちおくれの原因が生じているのではないかな。その辺にスポットライトを当てまして、いわゆる地方の中小都市の再開発、駅前広場、あるいは駐車場の整備などが今後の大変重要な課題であるということ建設省、十分認識をいたしているつもりであります。

そしてもう一つ、地方拠点都市の整備を図る際に忘れてはならないのは、地方の中心都市との連携をいかにうまくとっていくのかという部分でもあると思うのです。このような観点も十分に踏まえさせていただきながら、今後とも諸施策を総合的に展開して、個性あふれる、活力のある地方の整備を図ってまいりたいと思っております。

○堀込委員 終わります。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、中島武敏君。

○中島(武)委員 まず最初に、大都市特別措置法について伺いたいと思っております。まず一番最初なんですけれども、国土庁に伺いたいんです。今回、このような法案を提出をして、そして都心に人口を呼び戻さなければならぬ、こういうことになりましたのは、率直に言って私は、政府、中でも国土庁の責任というのには非常に大きいと思っております。ほかでもありませんけれども、東京の場合でしたら、東京を国際金融都市にする、あるいは国際情報都市にするというところで、国土庁は首都改造計画を発表して大変大きな床需要があるということを、言葉は悪いかもしれませんが、相当あつたと思うのです。それでその結果、中核管理機能がどんどんやはりさらに東京都心に集中をしていく、あるいは事務所ビルがどんどん建てられる、そのためには地上げもやらなきゃいかぬということ随分地上げもされた、結果として都心の人口というのは減つて

いった、こういうのが実態だと思うのです。私は、そういう点についての国土庁の認識をまず最初に伺いたいと思っております。

○堀谷政府委員 お答えを申し上げます。国土政策の基本をいたしまして、全国総合開発計画というのをつくっているわけでございますけれども、これまで四次にわたりました全国総合開発計画をつくってまいりましたが、全国総合開発計画におきましては、一貫いたしまして大都市圏への集中の抑制、地方への分散、こういうことを基本目標としてやってきたわけでございます。特に、現行の四全総でございまして、四全総では、東京一極集中の是正、多極分散ということが基本目標といたしまして施策を進めてまいりました。

その後、昭和六十二年に四全総をつくりました後の状況でございまして、東京への一極集中の状況でございます。人口の社会移動という動きで見てもまいりますと、昭和六十二年をピークとしてずっと減少してまいりまして、昨年度でございまして、平成五年度には、これは戦後統計をとり始めてから四十年にして初めてということとでございますが、東京、千葉、埼玉、神奈川、一都三県への人口の社会移動は、五千人ほどでございます。すけれども初めて転出超過になったということとでございます。平成六年度に入りましてから、その状況は続いているかと思ひます。

そういう意味で、東京一極集中は正ということば引き続き大きな目標として推進をしていかなければいけないということではございますけれども、人口の社会移動という面から見れば、東京一極集中という状況は新たな局面を迎えているんじゃないだろうか、こういうふうにも考えておるところでございます。

それから、首都改造計画についてのお話でございます。東京大都市圏の整備の考え方といたしましては、私も、東京の圏域内での人口と諸機能の適正な配置を図る、多核多圏型での地域構造をつくる、こういうことを言っておりますけれども、

も、そういうことをやりますとともに、東京都区部等での適切な人口の定着化を図るということとで、職住が近接した地域社会の形成を図るというところでやってまいりましたつもりでございます。

○中島(武)委員 私は、首都改造計画についても、この建設委員会だつたかあるいは土地特別委員会でしたか、ここでも質問もしたり、いろいろとやったことがあります。そのときに、結局下方修正しなければならなかった。床需要の下方修正を国土庁はおやりになったのです。それはなぜやらなければならなかったかといったら、やはり過大な床需要を発表して、もっとたくさん事務所ビルをつくつてもいい、なぜそんなものを必要とするか、やはり国際都市、国際情報都市、金融都市にするんだ、こういう考えからこれが生まれたんだですね。だから私もこれを問題にして、これは正しくない、ということをいろいろ指摘した。指摘したあげくに、御存じのとおり国土庁も床需要の下方修正をするということにならざるを得なかったんですね。

これは私は率直に言うけれども、言葉では別のところで分散だとか再配置だとかいろいろなことを言っているのですけれども、実際にはそこがポイントでこういうふうになつてきたということ、政府御自身も認めていらつしやるのですよ。だからしきりに分散、分散ということを今も大いに言うわけでありまして、私は、どうもさっきの話を聞いてみると歯切れが悪いんだよね。歯切れが悪いんだけれども、実態はやはりそういうものだったというこの認識に立って進まなきゃいかぬのじゃないかと思うのです。

それで、ちょっと具体的なことを聞きますけれども、東京の場合には、都心の一番ピークの人口、それと現在の状況とどれくらい人口の落差が生まれているか。例えば都心四区なら都心四区でどの程度になるかということについて、伺いたいと思うのです。

○小川(忠男)政府委員 ただいまの御質問でございますが、例えば東京都心の十四区を例にとらせ

ていただきますが、過去二十年間で夜間人口はマ
イナス二〇％になっております。一九七〇年が三
百八十五万人でございますが、九〇年には八十万
強減少いたしまして三百八万人になっておりま
す。一方で、就業者を中心といたします昼間人口
といえますか、昼間の人口は同じ期間内に一五％
ふえております。六百九万人から約七百万人にま
でふえております。

概況、以上のような状況でございます。

○中島(武)委員　重ねて伺います。
この人口減によって、どういふ問題が生まれているというふうに認識をしていらつしやいますか。

○小川(忠男)政府委員 今申し上げましたような人口動態の変化の結果として、いわゆる人口の空洞化と申しますか、都心部において人間が少なくなったということでございます。いろいろな面での影響があらうかと思えます。土地利用あるいは都市の構造という面から見ますと、やはり圏域の構造全体に非常なゆがみが生じているというふうなことでございますが、もう少し卑近な例で申し上げますと、例えば都心地域の公園でございすとか学校、仮にこういうふうなものを公共インフラともし呼ぶとすれば、公共インフラが遊休化している。一方で、郊外部において膨大な新規の投資需要が発生しているというふうな現状がございます。

また、住宅をやや離れますが、よく言われますのは、人口の空洞化した結果といたしまして地域コミュニティが崩壊したとか、あるいは昔からの歴史、文化的な伝統が衰退したというふうなことも言われております。もう一歩進めば、地域社会の安全面、こういうものにも影響が出始めているというふうなことも部分的には指摘されております。当然、住宅という面から見ますと、昔から言われております職住近接というふうなことがますます遠くなったということは、繰り返し申し上げます。ばらく指摘されている問題状況でございます。

○中島(武)委員　今、局長からお話があったとお

りだと思うのですけれども、本当に都心の特に三区、四区、このあたりはもう惨たんたる一面を保持しています。人口がどんどんどんどん減ってしまふということになるものですから、結局、そういうところで御商売をしても仕方がない、できないというので、商店が転出してしまふ。商店が転出してしまふから、ますますそこでは生活ができませんというので、また人口が流出していつてしまふ。非常にいわば悪循環を起こしているのです。だから、この問題を何とかしなきゃならないというのは、だれしも考えて当たり前のことじゃないかと思うのです。

を政策として体系化してやらせていただきたいというふうなことで、今回の法案をお願いしているというところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば昨年ございましたが、十月には東京、大阪、名古屋の知事さんあるいは市長さんたちが一堂にお集まりになりました、今もお願いしている政策というふうなものをぜひひとつとめてもらいたいという具体的な要望も承っております。また、若干蛇足かもしれませんが、具体的な制度あるいは事業の申しわけないは手続というふうなもの、基本的には第一線では今まで苦労されております知事さんあるいは区

今も防災上あるいは治安上もというお話があったかと思うのですけれども、文字どおりそのとおりでありまして、全く卑近な話ですけれども、ア

に、運営の効果があらわれるような形でお任せするというふうな形で仕組んでいるつもりでございます。

ルツハイマーにかかった痴呆性のお年寄りの皆さんが家から出ていってしまう。もっと人口がちゃんとたくさんあって、ふだんからのコミュニケーションがしっかりとっておれば、この人はこうだよと言つてすぐその家に教えてもらつて、それで連

○中島(武)委員 この法案で、具体的に対象にしているところは東京、大阪、名古屋などで大体どれくらいあるものですか、そんな点もお答えいただけますか。

れ戻すこともできるのですけれども、何時間たってもわからないというような事態が起きてくるわけなんです。ですから、この問題を解決しなきゃならないということは、もう非常に緊急な問題だと私は思います。

○小川(忠男)政府委員 今お尋ねの事業は、制度上は都心共同住宅供給事業というふうなことでございまして、いわゆる大都市法の供給計画で場所を決めていくということになりますが、私も今考えておりますのは、東京二十三区あるいは大阪

その点で端的に伺いたいのですけれども、この問題を解決しようというのは、実は都心の自治体の非常に強い要望だと思ふのです。どの程度この自治体の意見を、今度法案を作成するに当たって取り入れられたのかということをお伺いしたいと思います。

市、名古屋市の旧市街地内の重点供給地域で具体的な事業を展開したいと思っております。

ただ、具体的に何力所かということになりますと、一つには、大規模な遊休地を活用するとある程度予想がつくようなものもございますが、大半

○小川（忠男）政府委員　ただいまのお話にもございましたように、東京都あるいは都心の、大阪もそうでございますけれども、各区これまでも大変な努力をされております。また、私どもも繰り

は、やはり基本的には民間の土地所有者の皆様方は、やほり意欲といひますか、それに基づいて事業化するケースが多いわけでごさいまして、現段階で何カ所とはなかなか申し上げにくいのごさいます
が、予算上は、平成七年度の予算でごさいます

もお話を伺っております。私ども、基本的にそういうふうな第一線での御要望といえますか行政の流れというものを踏まえまして、できるだけそれ

が、積算上の問題として七十五地区の事業を念頭に置いて予算計上させていたいただいております。

○中島(武委員) この点は、今バブルがはじけて土地が動かないですね。だから、土地が動かない

のを救うという、いわば大きい不動産業者を救つてあげる、そういう側面もこれは否めないと思うのです。だけれども、同時に、やはり都心の自治体なんかが要求している切実な問題にこたえらるという、もう一つの側面があることはもうよくわかつていることであります。

それで、都心の共同住宅供給事業、これがちゃんとやられるという保証は、この法案の中にはあるのですか。

○小川(忠男)政府委員 今お尋ねの、事業はちゃんとできるかというふうなことに、恐らく二つの側面がありなかと思います。

事業が的確にきちっとうまくいくのかという意味について申し上げますと、私ども、確かにこの事業は強制力があるわけではございませんので、

基本的には地主さんの了解を得ながら、税制なり予算なりあるいは金融というふうなものの、さらには都市計画上のいろいろな知恵を出しながら事業を展開していきたい、このように考えております。

それからもう一つの側面は、恐らく周辺の地主さんとの意見調整が余り強制的な形ではなくて、その辺はうまく合意形成を図りながらというふうな意味合いがあるいはおありかと思えます。この点について申し上げますと、先ほどの答弁と重複

するのでございますが、この事業自体は強制力がなく、地主の皆さんたちの話し合いといえます。か合意が前提になるわけでございますし、また、いろいろな意味での都市計画にあるいは建築基準法上の制約というふうなものがあるわけでござい

ますので、それなりの手続を経て事業を展開することになりますので、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、一部の独走というふうなことは基本的にはないということで考えております。

○中島(武)委員 この法律を活用して住宅をつく

るといった場合に、私は東京ですから東京のこと
はわかりやすいからお尋ねするのですけれども、
東京の都心三区あるいは四区でもいいんですけれ
ども、この辺で一家賃はどれぐらいになるもの

か、あるいは分譲価格はどれくらいになるものかという点についてお尋ねしたいんです。

○小川(忠男)政府委員 具体的なケースと事業の組み合わせによりましていろいろな場合あるいはケースが考えられますので、絶対水準で申し上げるのにはちょっと遠慮させていただきますとは思いますが。

ただ、一般的には、私も、容積率をかき上げた場合にはどのくらいの低減効果があるのか、あるいは土地を全面買収するかわりに定期借地権を活用したなどのぐらになるかとか、あるいは補助金をどの程度入れたなどのぐらになるかとか、あるいはその組み合わせはどうかとか、いろいろな形でシミュレーションをやっております。その結果は、乾度でございますが、定期借地権が一番有効に家賃低減効果があるというふうなことになるわけでございまして、お尋ねのように絶対額ではなかなか申し上げにくいのでございますが、最大限家賃の引き下げというふうなものを一つの眼目にして頑張らせていただきたいと思います。

○中島(武)委員 最後のところもう一回。

○小川(忠男)政府委員 最後の話は、そういうふうなもの政策的な努力を組み合わせ、できるだけ家賃が下がるように最大限の努力をさせていただきますかと思っております。

○中島(武)委員 なかなか上手な答弁をなさっていらつしやう、これじゃ聞いておいても一体幾らになるのかというの見当がつかないと思いがすが、例えばすぐ近くに、中央区で言えばリバーシティ21などがありまして、ここは三井が開発したものですけれども、二十万から四十万ぐらいしているのですね。大体近傍同種と余り違わないようにというふうなことがこの法案の中にもあるのかと思うのですけれども、そうするとかなり高いものになつちやうと、これは中堅労働者の皆さんが入るのにはなかなか遠いかなというふうな心配もあります。しかし、各自自治体もいろいろな努力もする、それからいろいろ手法、今言われ

たような手法もいろいろ積み重ねて運用して、それでもっと引き下げる努力という方向で努力もしなければならぬだろうというふうに思うのです。

もうちょっと聞きたいこともあるのですけれども、ほかのこともちょっと聞きたいのですから、きょうはこの問題はこの程度にしまして、ちょっと金融公庫の問題に入りたいのですが、その問題で、きょうは大臣はいらっしゃらないんだね。じゃ、政務次官かな、ほかの人かな。

実は、きのう十五日なのですけれども、大阪のある借地人の人が住宅金融公庫の住宅再貸資金の融資を受けようと思つて大阪支店に行ったのですが、ところが、受付の窓口で地主の承諾がないのだめだ、こういうふうな言つて断られてしまった。地主に承諾を頼みに行きますと、これが何と坪当たり五十万円の承諾料を要求する。二十坪あるんです。そうすると一千万円です。一千万円の承諾料を要求されて、それがないと、その承諾がないとお金はだめですと金融公庫で言われたというので、私ももの方に訴えてきたのです。

私は、本当に率直に言つて大変な問題だと思つたので、家が全壊したわけですから再貸ししなければならぬ。再貸ししなければならぬのだけれども、そう言つて断られる、こういう事態が発生して、実はこれは一件だけじゃないだろうと思つたのですけれども、この種の問題が今、阪神の大災害を受けたところはたくさんいろいろ起きています。

さて、この問題なのですけれども、財産がなくなった被災者の方に対して地主の承諾が必要だというのは、一体こんなことは許せるのかというのが気持ちです。だけれども、気持ちだけじゃなくて、今度、法務省の方の罹災都市借地借家臨時処理法というのがあります。これは適用になった適用になったのですが、ここで解説しているのですよ。これは法務省の民事局から出されているものなのですけれども、ここで解説しておりますので、「政令施行の日から五年間は、建物を建てて

登記をしていなくても、」していれば問題はないわけですが、「いなくても、借地権を第三者に対抗することが出来るものとしてします。」というふうな、こういうチラシを配っているんですよ。

私は、これは当たり前だと思うのです。そうすると、地主の承諾が必要だといつて住金が、住宅金融公庫がお金を貸さないというの、これはおかしいじゃないか。こういうのをきつと建設省で指導してもらわなきゃいかぬと思うのですよ。局長がお答えになるのか、政務次官も道理があると思うので、当然のこと。

○築瀬政府委員 今御質問の趣旨でございますが、土地の上に建物が乗っている場合でございますが、借地権の場合は、法律的に言つてみると、罹災都市借地借家法の適用を待つまでもなく、家屋が倒れた場合でも借地権は原則として存続をしておるわけでございまして、それを前提に当然住金等の手続も組まれているだろうと推測をさせていただきます。

細かい手続的なものについては、私も詳細までは存じ上げておりませんので審議官に答弁をさせていただきたいと思つたので、言うならば、建物が全壊したということとを奇貨として承諾料を請求するというようなものは、それは住金の指導というよりも、むしろ地主さんの側からの話なのかというふうな感じもいたしますので、事実関係をまずよく確認するところが先なのかというふうな感じがいたしております。

詳細は、審議官の方から。

○小川(忠男)政府委員 借地の権利関係については、今も議論ございましたように、罹災都市借地借家臨時処理法によりまして権利関係は借地権が存続する、これは非常に明快な形でけりがついていると思つています。

ただ、金融公庫が承諾書というふうな話でございまして、これは権利関係がどうというふうなことではなくて、借地権が存在することを前提とした上で、地主との間に債務不履行等々によって権利関係が不安定になっているのかどうか、つまり

債権保全という観点から大丈夫かというふうなことをチェックしていると聞いております。

ただ、今お話がございましたように、今回の災害、未曾有の事態でございます。したがって、一般的には、何らかの形で金をお貸ししてもいいのかどうかということをチェックするといふふうなことは必要だろうと私も思います。思いますが、ただ、それが今回のような事態の場合に、承諾書というふうな形であらねばならないのかという点については、一度住宅金融公庫に検討させたいと思つています。もう少し簡便な方法があるのじゃないかというふうなことを含めまして、検討させたいと思つています。

○中島(武)委員 これは大分前進的な答弁だと思つています。思つたすけれども、しかし、あなた、承諾をちゃんともらつてきていますか、こうやられるわけですよ。これは結局、地主の方は、この際ひとつもうけてやれ、これじゃたまつたものじゃないですよ。だから、そこを破らなきゃだめですよ。あなた、検討と言われたけれども、検討は生ぬるいな、そんなのは。ちゃんと建設省から指示しなきゃやうですよ。

○小川(忠男)政府委員 今、検討と申し上げましたのは、承諾書にかかわる何かいい知恵はないのかという点について勉強しないというふうなこととでございまして、例えば信用関係をチェックするならば、賃料がきちと振り込まれているのかどうかかわればその辺は大丈夫じゃないかというふうなことも考え得るわけでございまして、その承諾書にかかわるような何かいい知恵で、一応チェックはしたという形で御融資をするというふうなことは可能じゃないのかと私も思つています。

ただ、それについてどういうふうなことでやればいいのか、これについて具体的な方法論を検討させたい、こういうふうなことでございまして。

○中島(武)委員 いや、焼けちゃって何もない、領収書もなければ何もないという場合だつてあるのですよ。これは具体的なケースで、私はそんなに細かく、領収書焼けたかとか、そんなことは

一々聞いていません。聞いていなくてもいいけれども、基本は、何か地主の承諾が必要だということですが、せっかく再築しているところ、復興の一環ですよ。もう焼けてしまっているにもかかわらず、家をもう一回建てて頑張ろう、こう思っているのですよ。

あなた、そういう人に対してちょっとつれないんじゃないの。政務次官、どうかね。

○築瀬政府委員 決してつれないわけではございませんで、今申し上げたとおり、本来は借地権が存続をしているにもかかわらず、焼けて家がなくなつたということを一つの奇貨にいたしまして、地主があたかもその更新料を要求するような、ある意味では不当な利得を得ようとする、そのことに手続が手助けをするようなことがあつてはならないと私は思っております。それは当然のことだろうと思います。

でありますから、今、審議官として精いっぱい御答弁をさせていただいたと思っておりますので、前向きに検討させていただくということで御理解を賜れと思います。

○中島(武)委員 どうも私は、こういうのはすばつと云つてはいいんだ、すばつと、本当のことを言つて。それで、検討というようになことを、手続だとか何だとか、まあちょっと一歩下がって考えればわからぬことはないけれども、だけれども被災者の人が勇を奮つてもう一回家を建てて頑張ろうと言っているのに対して、私は、この答弁だと余り納得しないと思うな、これは。

どうですか、時間がもう終了いたしましたというの、時間が来ちゃつた。私は、ほかのこともまだ、住宅金融公庫について聞こうと思つて用意しているのです。用意しているのだけれども、時間終了ですよ。だけれども、私は本当にこのことを強く申し上げますけれども、もう一つ答弁あります。あつたらそれを聞いて終わりにします。

○遠藤委員長 築瀬政務次官、すばつと答弁をお願いします。

○築瀬政府委員 政務次官という立場の見解もご

ざいますが、私は、委員のおっしゃられていることは、まさに正論だと思います。正論が通るように、最大の努力をさせていただきたいと思ひます。

○中島(武)委員 終わります。

○遠藤委員長 次に、大矢卓史君。

○大矢委員 大震災がございましてちょうど一カ月でございすけれども、私も、関西で地震が来るんだというところは認識がなかつたわけでありす。恐らく国といたしまして、神奈川でございすとか、静岡でございすとか、いろんな防災の訓練等をやつていらつしやる。しかし、兵庫にいたしまして、大阪にいたしまして、自衛隊を交えた訓練はしておらなかつたということ、これはもう私も含めて、その認識がなかつたわけでありす。

本来ですと、これは国土庁の長官に聞くか、気象庁の担当でございす運輸大臣に聞くかではございすけれども、ただ、そういう責任問題のことにつぎましては、これはいろんな委員の先生方がやつていらつしやるので、後日、順を追つて、また復興が進み、そして予算が通り、責任問題ということになってくると思ひます。

この地震が来ましてから、今言われておりますのは活断層、そして千年前にあつたのではないのか、だからちやうど関西が地震に見舞われるのは、そういう経過を経ていきますと、当然ではないかという言われ方もしておるのでございすけれども、このことについての認識を大臣にまずお伺いしたいと思つておりましたけれども、今いられつしやいませんか。それとも一つ、活断層が三つに分かれておる。日本国じゅうを活断層が走つておつて、三つなんだと。その三つの活断層についての建設省の御見解もお聞きしたい。

この二つをまず、本来ですと大臣にお聞きしたいのですけれども、いかがでございすしょう。

○藤川政府委員 活断層のお話でございまして、活断層というのは日本全国に二千ぐらいあるのでは

ないかというふうなお話でございす。

私も、道路づくりというの、ネットワークという形で全国で建設を進めているわけですが、特に高速道路等の建設に当たつて、できるだけこの活断層を避けるようにということ、計画はしているわけですが、やはりどうしても活断層を横断したりあるいは活断層に近接して計画をせざるを得ないというケースが出てまいります。そういうことで、今回、この阪神の大地震、これはまさに活断層が動いた直下型の地震だということとございまして、私もとても初めてこういうのを経験することになったということだと考えております。

ですから、私もとしては、今回の地震の経験というのを、やはりこれから先の建設あるいはもろに既につくつたものの補強等の対策に生かしていかなきゃいけない、それでより耐震性を高めるような、そういう対応をやつていかなきゃいけないというふうな考えでおります。(大矢委員「その三つのものは」と呼ぶ)その三つというのは、神戸の三つの断層という意味ですか。(大矢委員「いや、日本国じゅう」と呼ぶ)三つの大きな活断層というのは、中央構造線とかフォッサマグナとか、プレートですか。

○遠藤委員長 大矢君、起立してお願いします。

○大矢委員 三つの種類があるというんです。先ほど質問したんですが、答えてもらいたいですけれども、活断層に三つあると言われていたのか、それとも従来から、関西は千年前にあつたから今ある。それで、そのことは我々が信じておつたかどうか、そういう知識がなかつたんですね。だから、今また言われているのは、これから千年ないんだと言われている。ところが、その三つの断層のうちで、大阪のやつはやはり千年先や、こういって、僕もちやうどテレビで見たんです。だから、そこが専門的にどういう事実関係になつておるのか、聞かせてもらいたい。認識を聞かせてもらいたい。

○藤川政府委員 私も地質の専門ではないので、活

断層の動き方、三つの種類があるというのは、実はそこまで勉強をしていなかったわけですが、いずれにいたしまして、私も道路づくりという形で、活断層が動いて大きな地震が起こつたときにどういふ影響が出るか、これはやはりきつちりと事前に調査してそれなりの対応をしていくということが必要でございす。

申しわけないのですが、その三つの活断層というのは、私もよく承知しておりませんので、これからよく勉強させていただきます。対応してまいりたいというふうな考えでおります。

○大矢委員 そういうことが言われておりますので、そういうものを勉強された中でこれからの対策を立てていただかないと、やりますやりますというところだけではどうにもならぬと思ひ、また私も我々信用していかどうかかわりませんけれども、あと千年は大丈夫だ、神戸は、千年前にあつたことだから、これから千年大丈夫やというふうなことをまた言われているわけで、そんなことを信用してやつておつていいのかわるか。こういうことも含めて、これはやはり建設省はいろいろなことを考えていただいているんですから、そういう道路も含めてすべてのことを、やはり日本国じゅうが地震帯だと言われているんです。そういう中で、じゃ、どうしていったらいいんだということは、もうそれがなければいかぬと思ひますが、それは結構です。また改めてそのことも、大臣を含めて、きょう時間がなければ次の機会に聞きます。

今回の提案をされております四つの法案につきましては、基本的には私も賛成をしたいと思います。

ただ、この電線共同溝の整備等に関する特別措置法、この目的は変わつておりませんね、目的としては。しかし説明の中で、これが少し、今度の災害の問題が入つてきております。だから、「都市防災対策の強化」ということが入つておる。しかし、法案の一条の「目的」の中には、これは「構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保

と景観の整備を」ということであつておりまして、この説明の中の都市防災ということに入っていない。ですから、たまたま今回の問題であつたと思ひますけれども、いろいろと私も事務当局から説明を受けておりますと、今回のものは決して防災対策としては最良の方法ではないんだ。しかし、何か議論で言われる場合には防災対策が入ってきますけれども、その点、まずそれだけはつきりしておきたいと思ひます。

○藤川政府委員 今回の電線共同溝の特別措置法というのは、電線類の地中化を促進したいというところから、法の目的をいたしまして、今もお話がございますが、安全かつ円滑な道路交通の確保、道路の景観の整備ということになつております。今もお話がございますが、そういうことではございますが、今もお話がございますが、そういうことでは、電線類の地中化することが都市の防災面で大変プラスになるということでございまして、災害に強い町づくり、それに大いに寄与するということでございます。

具体的には、電柱がなくなるわけでございますから、今回のように電柱が倒壊することによって家屋に損傷を与える、あるいは救急車、救急活動、救援物資の輸送等が、電柱が倒れなければ道路が確保されてたというようなケースもあるわけでございますから、そういう面でもプラスになる。あるいは、いわゆる避難路とかそういうものの確保という面でもプラスになるということでございます。まして、電線を地中化することがそういう都市の防災面でも大いに寄与するといふふうに考えているところでございます。

○大矢委員 そういう説明をされますし、大臣の方もよく電柱は倒れてというようなことを言われますけれども、やはりあの時点で一番初めに復興したのは電気である。それは、電柱があるから早く復興できたのであつて、今度の場合にどうして復興するんだといったら、今度は仮電柱を立ててもらいますという。やはり電柱は必要やということとす。そのときにずっと電気がつかなくなつたら

どういう状態になるのか。

やはり電気のことを考えたら、一番早い復興のことも考えますと、先ほど言いましたように、あと千年ほど来ないからもうそれはええねんということなら別ですけれども、現実問題としてやはりどっちにウエイトを置いてということになつてきますと、必ずしも今のやり方では、やはり今、道路の方からいいますと、ガスにしても全部決めたもので埋め立てをする。しかし、エネルギーからエネルギーで全部計算が違ふのです。ガスも、高圧のものは被害がなかった。それはやはり、決めているものより深いところへ埋め込める。そこらで、役所関係の決めているものが、おのおの業者が調整をしなければならぬ。そこでお互いに調整していただいて、それならそれで守つたらいいんだということになつていないわけですね。

だから今度のも、歩道のところへやつてしまふというふうになつてくると、地震がたまたまそこはよかつたら別ですけれども、いい写真を出していますけれども、そうじゃなしに、そこへもろにいかれたら、今度は完全に下でやつてもらいますということになつてくると、非常に復旧が遅くなるわけですね。

そういうことも考えると、やはり「目的」に書いてあるように、説明を聞きますと決してそういうものではないんだ。そしてこれは、この間の答弁の中で二分の一ずつ負担いたしました負担いたしますと言ひますけれども、やはり占用者といひますか、その負担金があるわけですから、実質的には二分の一ではないわけであつて、その負担金が大体二億のうちで四千万かかるんだということですから、その維持費もかかつてまいります。ききょうも朝賀間がございましたように、これは全部今の利用される方が使うんじゃないに、空き家もつくつておくということになりますと、その費用分担をどうするんだというふうなことも一々やつてまいりますと、これは幾ら時間があつても足りませんので、そういうことでなしに、や

はりこれはこれなりに、今せつかく、復旧で日夜を上げて関西は頑張つております。そして、おのの企業も大きな出費があります。

そういうことで、やはり占用者、法律的に決められるとそれを必ずしなければならぬというふうになつていきますけれども、それは占用者を含めて、国、地方もそうでありまふけれども、そこらも含めて納得のいく形であつていただかないと、法律そのものは非常に結構な法律だと思ひますけれども、運用を十二分に連絡をしながらやつていただきたいというのを要望いたしておきます。

それで、住宅金融公庫に來ていただきましたのでお聞きしますけれども、前回お聞きいたしましたときに、被害の状況がわからないということでありましたけれども、今どの程度わかられましたか。

○吉本説明員 被災の融資残高の件だと思ひますけれども、申しわけございませんが、現在のところも同様の状況で、貸出総額というものは、あの地域については二十一万件、二兆四千億程度というのにはわかつておるわけですが、被災額がどの程度になつていくかというのには、目下も把握できておりません。

○大矢委員 実際問題として把握していらつしやらないようであります。

そこで、いろいろな個々の問題につきましても、ききょういらつしやいせんけれども、前回、住宅局長の方ではよく相談をしてやるんだという委員の質問に対する御答弁でございしたけれども、今また市内の方に住宅呼び戻していただくというところで、住宅金融公庫も大変なお金をこれらつぎ込んでいただけた。非常にありがたいのですけれども、先ほどの話のように、手続上いろいろ問題がある。何か単純計算をして、一体どの程度の金額を公団がマンションにつき込んでおるのか、これが実際の戸数はわからないというところですけれども、単純計算をすれば、非常に大ざっぱな数字は数字で出てくると思ひます。

それから、保険の問題で、地震保険を掛けて

おつたものがあるようであります。そこへ、民間ではその方が亡くなつたときに、非常に負担が重くて家族は払い切れないので、それをそのまゝ使えるようにということで、すべての人に生命保険を掛けます。そして、その支払い義務者が亡くなつても、後、引き続いてその家で住まれるわけだ。しかし、公庫の場合には非常にそれよりも余計便宜を与えて、保険の掛けられない人にまで貸しておるんだという説明でございました。

私は、マンションを建てられる業者の方に貸しするのはそれなりであると思ひますけれども、地べたを持っていない区分所有のマンションを、いわゆる賃貸はいとして、皆さんに勧めていくという考え方は考えるべきではないか。といひますのは、これもやはり土地神話と同じように、土地が上がる、必ずマンションも上がるんだというところで銀行に金をつかまされて、たくさん、株と同じようにマンションを買つて、今難儀しておるところがある。

それと同じように、私の考え方は、やはり国の施策としては賃貸マンションをつくらせていく。個人で郊外に家を持ったり、または自分の土地に家を持たれる方にはほとんどお貸しする。先ほどそういう土地の賃貸の問題についてもございしたけれども、やはりこれは前向きに大いにやつてもらつたら結構だ。しかしこれからは、今までは何かマンションを自分で持つことがいんだということでしたけれども、こういう災害に遭つて、そういうものが残つていくということになりますと、何か政府の見解として、それを、荒い言葉で言ひますと、全部棒引きしてくれと言われたときに、できないという統一した根拠はどういうことになつてますか。

○吉本説明員 今、債務の棒引きとおつしやつた、免除の問題だと思ひますが、住宅金融公庫は、財政資金をちようだいたしまして、法令の規定に基づいてそれを融資し回収していくという責任を負つて、住宅政策に貢献していくという使命を持つておるわけでございます。そういう世界

の中で適切にやっていく、法令に基づいてやっていくという中において、有償の原資であるという問題もあって、債務免除というような制度はつくっておらない、それはできないということになつておるといふことでございます。

○大矢委員 個々の考え方でなしに、政府の統一的な見解を聞かせてもらいたい。

○小川忠男^{（参）}政府委員 住宅金融公庫だけではなくて、いろいろな形で政府系の金融機関がございます。そのときに、やはり金利にいたしましてもあるいはいろいろな償還条件につきましても、公庫だけではなくて、基本的な形では横一線の形で考えているケースが非常に多いわけでございます。したがいまして、例えば据置期間につきましても金融公庫、現在三年でございますか、ほかの融資についても三年というのが基本だろうと思ひます。

ただ、今回の事態を考えますと、やはり住宅が際立っていろいろな意味で大きな問題があるというふうなことでございます。したがって、若くは干棒引きというのは公庫に限らずなかなか難しいわけでございますが、ただ、支払いの方法について最大限可能な限り努力をしたいというふうなことで、今現在最終的な調整をやっております。例えば、やや詳しくなつて恐縮でございますが、金融公庫につきましては、据置期間三年間、三年間は支払わなくていい、その場合の金利を一・五％マイナスにいたしますというのが現在の制度でございますが、これらについて、もう一汗かけないかというふうなことで、例えば据置期間をさらに延ばすことが可能であるかどうか、さらには金利をもう少し減少させることはできないかというふうなこと等々について、最後の努力を今やっております。補正予算までには間に合せて御審議を賜りたい、こういうふうなことで頑張っております。

○大矢委員 大臣、済みません えらい忙しいの
に来ていただきまして。

でも、今申し上げましたように、やはり賃貸のものも、賃貸のものでおの対応の仕方がありますし、また民間がやっているものは民間がやっているもので対応の仕方があると思いますけれども、やはり国がお金を貸しておのマンションを購

入したそれが今度で被害に遭った、それを建てかえなければいぬ。それでなくとも建てかえというのは、今までから成功の事例が非常に少ないと言われています。今回の、今までから言われておりますのは、所有権について国がフォローすることはできないということをよく言われておりますのでお聞きしたのですけれども、そこまで話が行かなかつたですが、やはり今度の場合は特別だということで、いろいろな御苦勞を顧つて政策をやつていただいているわけですから、そういうことも一つ一つ問題を建設省の中で、前は住宅局長が御相談に乘りますということでしたけれども、実際に金融公庫は金融公庫で金を預かつてそれを貸しているだけですから、それは返してもらえればと言いますし、先ほどの問題もやはり建設省の方でこうですよということの下へ流すか、またそういう問題があつたらお互いに悩みをともにして、それを解決していくという部署をどこかでつくつていただかないと、これは今のあれからいくと、普通でも難しい建てかえのものがとてもじゃないが建てかえられないということがあります。

それが幾らあるのか、それはいまだわからぬようですから。そこへもつてきて、地震につけるものが今ちょうど四千件あるように私聞いています、今入っているものが。それはそれで今調査をしているようですけれども、やはりそういうものにも入つていただいて、こういう災害のときにもそういう費用が、建てかえられるというような制度を今までからやつておられるわけです。それをもっとやはりみんなに徹底していただいて、これからのいろいろな問題が多く出てまいりますので、省内でそれに対しての、どこでどういう相談をしたらいんだということをひとつおまとめ願

大臣、最後にお願

○野坂国務大臣　お答えをいたします。

今、住宅金融公庫の方からお話がありましたように、住宅金融公庫でお貸しをしたお宅は比較的健康でございまして、ただいま予算委員会の中で、質問者の方から大体六％程度ではないか、だから全体で貸付額は千四百四十億というふうにアバウトで自分たちは計算をしてみた、その結果を一体どういうふうにしてくれるか。これだけ五千三百人の皆さんが亡くなった、被災者は非常に厳しい、この厳しい皆さん方が夢と希望を持って立ち上がる、その方途をやるのが政治家ではないか、こういう趣旨でございます。

先生がお話しになりましたのは、そのためにどう実現をするんだ、四・一五％でいいの。激甚地は今三％になった、これでも立ち上がれないじゃないか、もっと方法はないのか。例えば質権を、地震保険で質権を設定しています。質権を設定して、私は今言いましたけれども、五十万や百万なら、お話をしてそれは当座の生活費に、しかし返さなければならぬわけです、債務ですから、いつかは。それならば、その地震保険でお返しになって、三％あるいは三％以下になるかもしれないが、それでやった方がむしろ得策ではないかというようなお話も、今論争してきたところであります。

そういう意味で、個々にわたってたくさんのケースがございしますので、十分対応して、今先生の恩情ある御指摘がありましたように、三％でも立ち上がれない、言うなれば親子の關係は一体どうなるのか、三年間でなければ五年間にして、さらに立ち上がれないのか、利子はどの程度まで下げられるかということについては、今度の第二次補正も近々出てまいります、我々は、今御答弁しました小川審議官等を通じて、精力的に大蔵省と現在折衝中でございますので、数日間の間に先生の御意思といえますか、極めて厳しい指摘に対応できるような措置を御発表できるのでは

なかろうか。

ただ、現在は、激しく折衝中でありますということだけを申し上げて、御了承いただきたいと思ひます。

○大矢委員　ありがとうございました。終わります。

○速藤委員長 次回は、明十七日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。